

# 陸羯南と地方自治

坂井雄吉

## 目次

### はじめに

第一節 地方自治の三層構造

第二節 地方自治と「国民勢力」  
むすび

## はじめに

古い話になるが、行政学者として知られたかの辻清明氏がかつてその著『日本の地方自治』（一九七六年、岩波新書）の中で、陸羯南の地方自治論に特に興味を示されたことがあった。「國家主義者を自称する」羯南が、福沢諭吉、中江兆民らに劣らず地方自治の問題を重視し、しかも町村のみならず郡と府県水準での自治制をも彼が積極的に要求したとして、彼の地方自治論は「山県流の後見的自治觀を逆転させる内容を含んでいた」とまでそこでは論じられた。<sup>(1)</sup>

すぐ後にもふれる通りそのような見方の是非を直接論ずることが本稿の目的ではないが、ともあれ、明治二十一年四

月、鵜南が『東京電報』紙を振出しに政論記者としての生涯を踏み出したその当初の時期にあって、地方自治の問題はたしかに彼が強い関心を向けた論題の一つであった。その初期に彼が好んでとりあげた問題はもとよりこれに限られたのではない。例えば、いわゆる条約改正への彼の反対論が世上に強い共感をもつて迎えられ、創刊早々の新聞『日本』の名を一躍高からしめた事実はつとに知られている。また憲法の問題に対しても彼が注いだ情熱のほどは、彼の主著とされる『近時政論考』の刊行に際し、「近時憲法考」の名でその中に収められた連載社説によつても容易にこれを窺うことが出来る。そして、それらがいずれも当時眼前に進行中であった現実の政治的争点——条約改正と憲法制定——に向けての彼のコメント、批判ないし自己主張を内容としたことは断るまでもないが、地方自治をめぐる彼の論議も例外ではなく、明らかに山県有朋の周辺で当時続けられていた地方制度編纂の事業に直接対応するものであった。市制、町村制から郡制、府県制に至るいわゆる明治地方制度が成立を見たのは明治二十一年から二十三年にかけてのことであり、現に地方自治を主題とした彼の社説も、そのほとんどがこの時期、特に二十一年中に集中的に執筆されていた。主要なものに限つてみても、その数は優に一〇篇の余にのぼっている。

すでに少なからぬ蓄積のある鵜南研究の中では、当然のことながらその地方自治論についても、先の辻清明氏をはじめ数々の著書、論文が言及するほか、これを個別の対象とした論考もないではないが、ここにはやや角度をかえて、あらためてこれを彼の政治思想との関連において整理してみるとこととしたい。あるいは、鵜南の政治思想に対する接近の一環としてその地方自治論をとり上げる、といった方がむしろ内容に忠実であろうか。右にものべた通り、彼の地方自治論はたしかに時事論に他ならなかつた。しかし同時にそこに地方自治の問題をめぐる彼のある程度まで原理的な見解を読みとることも困難ではなく、従つてまたそれが彼の政治思想の性格を考える上で示唆するところも決して少なくない。中でも興味深いのは、やがて彼の中心的な政治信条として結晶化されてゆくかの「国民」主義の観念を、すでに早

く予示するとも見るべきさまざまの要素がそこに登場することである。もとより長年にわたる政論活動を通じて、彼の政治思想なるものが何らの変化なしに一貫したとなすのは単純すぎるであろう。例えば筆者の見るところ、明治二十六・七年の頃を境に、彼の生涯を二分するというにも近い一つの転機が訪れたかに思われるが、仮にそうした解釈の当否はともあれ、しかし少なくとも初期の、彼の政治思想を理解するに当つて、その地方自治論がそれなりに有力な素材を提供することは先ず間違いのないところと考えられる。

なお、時間的順序に従つて逐一社説の内容を追うという以下の叙述方法が、冗長かつ引用過多の印象を免れ難いことは筆者も気付かないではないが、あながち老化のせいばかりでなく、主としてはそれも課題の性質に促されてのこととして諒解を願えるならば幸いである。加えてまた鵜南のような過渡期の人物を対象とする場合、文脈に即した慎重な用語の理解が特に必要なことはいうまでもない。

(1) 同書二二五—七頁。また他にも鵜南に言及した箇所として、一八一、一九三、二〇五頁など。

(2) その点については、拙稿「陸鵜南」(『言論は日本を動かす』第四巻所収、一九八五年、講談社) でも若干ふれた。

## 第一節 地方自治の三層構造

←

鵜南の地方自治論として最初にとり上げたいのは、明治二十一年四月二十九日の『東京電報』に掲げられた社説「分權及び自治の制度」<sup>(3)</sup>である。あたかも地方制度編纂の第一段階における成果として市制と町村制が公布（四月二十五日）された直後のことであり、これら制定法に対する彼のコメントがその主たる論点をなすのはもとよりとして、同時

にそこにはおのづから地方自治の問題全般に対する堀南自身の関心の所在も窺われ、本稿全体への総論的な導入部としてもそれは興味深い内容のものであった。

表題も示唆する通り、議論は分権と自治との区別から説き起される。彼によれば分権とは「行政上の職權の分配」にかかわり、一方、自治とは「國法の範囲内に属して国家と人民との關係」をめぐる問題であった。例えば、「地方官庁が中央政府の命令に従ひ器械的の働きをなすのみにて自己の意思を有せざる」場合の如きは、「其權は縱令如何に強大なるにもせよ」、単なる分権にすぎない。自治と称するためには、地方團体が「必ずや法律上公人たるの資格を有し、自己の意見を有し、自己の主張を有し、自己の行政を有し、自己の經濟を有せざるべからず」と彼はのべる。さらにシユタインからの引用として、端的にこうも記していた。「自治權の大主眼は自治體を代表するものを選挙すると、此代理體を構成するに在り。<sup>(4)</sup>」

尤も、このように区別を説く一方で、自治と分権とが「實際に在りては往々区別すべからざるが如し」とものべて、両者が「密着の關係」にあることは彼自身認めるところであった。しかし、にもかかわらず、「地方人民が國法上付与せられたる權理を以て政務に参与する」とこそ「自治の本性」であり、その点をさえ理解するならば分権との違いはおのずから明瞭であろうと彼はあらためて強調する。そしてそのあと、制定された市制、町村制がもとより「自治及分権の目的を並有するもの」だとした上で、そのそれから自治に関するケ条と、分権に関するケ条とを逐一列挙していく。しかもその末尾に書き添えられた次の二節が見逃されではならない。「然れども市及町村既に公選代議の機關を以て組織する以上は、其分権も亦決して之を器械的の制度における分権と相同一視すべきに非ず。而して其分権なるものは自治體に系原したるものたることを知らざるべからず。」ちなみに引用中に繰返し登場する「器械的」の語が、

主としてヘルマン・シュルツエ<sup>(5)</sup>から彼の学んだ有機体的国家論の用語に属することは後にもふれるが、ともあれ以上に見たところをもつてしても、自治と分権との区別を論じつつ、鶴南の力点が紛れもなく前者、つまり自治の側に置かれていた事情はすでにある程度まで看取されるところといえよう。

ただ、彼において自治とは、明確に「国法の範囲内」のものとされた点にも留意されなければならない。先の引用の中に「国法の範囲内に属して」とあり、また「国法上付与せられたる権理」云々とのべるところからもその点は明らかであり、それは単にシュルツエの教えに従つたというに止まらず、彼の地方自治論に一貫する最も基本的な枠組の一つであつた。<sup>(6)</sup>部分的にそれに近い表現も時に見られるとはいへ、地方自治のいわゆる個有説的な理解を彼の中に求めるのは困難といわざるを得ない。従つてこのあと、自治体とはいいないながら市町村が「官権の監督」に服するとする制定法の規定について、鶴南が何ら異議をさしはさむことなく、否むしろ見方によれば肯定的ともいうべき対応を示したことも敢えて不思議ではない。ここでも彼は制定法の中から関連するケ条を列挙した上で、それらが多くドイツに範をとつたものだとしてシュルツエあるいはステンゲル<sup>(7)</sup>によるその解説を書き添えるが、加えてまた彼自身の説明としても次の通り語つていた。「蓋し自治体は一地方に於て自家固有の事務を処理し、國家は全体に於て統治の政を行ふ。故に監督の本性は此自治体の独立と国家の統一とを調和するに外ならざるなり。」<sup>(8)</sup>

「監督」のみではない。さらに彼は市制一二四条、町村制一二八条にいう「懲戒処分」の規定にもふれて、この部分は「ドイツ国法の主義」によるものではないとの判断を下しながら、しかも直ちにこれに反対したのではなかつた。「法律第一号の理由書」、つまり制定法と同日に発表された『市制町村制理由<sup>(10)</sup>』の中に、「徒に自治の理論に拠て俄に其完備を求むるが如きは、立法者の慎重を加ふ可き所なりとす」とあるのを彼は紹介するとともに、「我立法者は別に不得已ものあるを以て、此独逸主義に斟酌を加へたるならん歟」とのべる。そこには「懲戒処分」の規定に対する一種の

異和感が語られているとも読めないではないが、現にそれ以上に強い批判の言葉はなく、結果として彼がこれをも受け容れたと見るほかはあるまい。そして、もしそうだとするならこのような彼の対応の中には、ある程度まで立法者のそれにも近い自治観の一面が窺われるとともに、さらにいえば、政府あるいはその権力なるものに対する彼の独自の姿勢もまた浮び上るものといわなければならない。追々見てゆくこととするが、彼の中に単純な反権力あるいは反政府の考え方を求めるることは、特にこの時期、困難のように推察される。

いずれにもせよ、公布された市制、町村制に対し、「其細目」はさておき、「大体に於ては」大いに賛成だとするのが彼の見解であった。「尾大不掉」の封建体制に対する「大反動」として、維新後のわが国は「権力中央に偏重し、地方人民の元気は漸くに衰耗し、諸種の弊害從て生じ、上下殆んど其弊に堪へざらん」とする状況に陥っている。従つて今や地方自治の制が行われるのはまさしく「此中央集権の反動」に他ならず、加えてまた「自治分権の事は十九世紀の政道に於て至要の標的」でもある、と彼は力説する。そこには地方自治制の導入を彼が歓迎した理由の一端もまた明らかであるが、さらにそのあと直ちに彼が記して、「然れども吾輩が特に賛意を表するものは、分権よりも寧ろ自治に在り」と重ねて強調したことも、あらためて注目されなければならない。

また彼は続く段落の中で、「器械主義」対「機関主義」の対比、二分法を軸として地方自治の弁証を試みていた。彼の場合、それは主としてシュルツェに依拠した「理論」であり、より詳しくは第二節<sup>(1)</sup>でもふれることとなるが、ここでの彼の説明によれば、右の二つの主義とは「政体」の「二様の性質」を意味し、両者の間には「一大径界」があるとされる。すなわち前者、器械主義の国にあっては、「中央政府は猶ほ一大機関の如く、各部の行政官衙は其支部の如し。一挙一動皆中央の命令に従ふものにして、各部は嘗て自己の意見を有せざるもの」であり、対して逆に後者、機関主義をとる国では、「其各部の機関各自に生活し……而して各部の自治体は一方に在りて自家の権限と独立の事務を有する

人体となり、又他の一方に於ては全体即ち國家の一支部となりて活動」するものと説かれる。またこれを要約して、「彼は死せる器械なり、此は生ける機関なり、自由と專制との因て分るゝ所は全く此点に在り」とも彼は論じていた。先にこの両主義の如何が「政体」の性質にかかると彼ののべたところを考え合せるならば、彼が器械主義を專制政体と、また機関主義を自由政体とそれぞれ重ねて理解していたことに疑いの余地はなく、そしてまさしくその自由政体のために、つまり專制への防波堤として、不可欠と考えられたものこそ地方自治制であつた。この文脈で彼がシユルツエを引用してのべる次の二節からも、そのことは首肯されるであろう。

機関主義の國は其自治制の團体を以て國民を習練する政治上の教場となし、又其近きを愛して比隣相頼る所の心情より眞の愛國心を發育し、又漸進的の自由心を鍛成する所の機関として之を重んずるなり<sup>(12)</sup>

ちなみにこの一節は一見平凡な、耳慣れた地方自治の効用論とも読める。しかし単なる引用たるに止まらず、この一節こそはやがて明らかになる通り、彼の地方自治論の精髓ともいうべき内容を含むものであつた。ここにいう「國民」、「愛國心」、あるいは「自由心」の語が果してどこまで彼独自のニュアンスを伴うものであつたか、実はこれを問いつめることこそ、以下本稿の中心的な課題に他ならない。

そして、要是右の如き関心の上に、市制と町村制の制定をもつて「實に此器械主義より機関主義に移るの一大階梯」となすのが彼の認識であり、「吾輩が國家の為め賀するは此を以ての故なり」とも彼はそこに書き添えていた。ただ、この「一大階梯」の語が示唆する通り、羯南にとって市制、町村制の公布がそれだけで自治制の完成を意味するものではなかつたことも、もとより忘れられてはならないであろう。彼の理解における地方自治とは、わが国地方行政機關の「三層」、つまり府県、郡、市町村の各水準における自治制を不可欠とするものであり、その点からして市制、町村制の制定はたしかに賀すべき「一大階梯」であるにもせよ、なお「僅に其一層を踏み登りたるに止る」ものでしかなかつた。

自治制の三層構造とその役割について、彼の説明は次の通りであった。

元来自治制に於ける分権政は、其下級の自治体の力の及ぶ丈は之を分任し、其及ばざる所を又其上級に任じ、独中央に非ざれば行ふ能はざるものに限り、政府之を掌るを主義とす。

地方自治に対する堀南の積極的な姿勢を裏書きするものとして、先の辻清明氏に限らず、しばしば引用される一節であり、たしかに自治の三層構造という要求そのものは、次節にも見る通り、紛うかたなく彼自身の一貫した考え方であった。

とはいへ、右に引用の一節をもって直ちに堀南における地方自治論の全体像、ないし基本的な性格を要約、代弁するものと見るには、いさきか無理があることにもふれておかなければならぬ。何故なら、先ず留意すべきことに、右の文章はそれと明示しないものの、残念ながらシュルツェの記述そのままを引き写したものであつた。<sup>(13)</sup> もとよりこれを堀南が肯定的な意味で援用したことによる疑問の余地はない。しかし果してそれは厳密に自治の、あるいは分権の、重層構造を念頭に置いてのことであつたか否か。実はその点で見逃してならないのが、右の文章に続けて、今度は明示的にシュルツェのものとして彼が紹介した次の二節である。

自治制の大に進むに当りては、自治の機関は層々相重なり、其最下級なる者（町村）は直ちに政府と接近せずして其至近の自治体即ち郡の下に立ち、郡は又州の下に立つ。

しかもさらに彼は右の二つの文章を補足する意味において、みずからの言葉で次の如き「解説」をもそこにつけ加えていた。「我政府の意も亦此に在るべきは、市の監督を県参事会に任じ、町村の監督を郡に任ずるを見ても明かなり。」少なくとも以上三つの引用の間には、微妙な重点のズレがあることを否定できないのではないであろうか。最初の引用では明瞭に「自治制における分権政」が論点であり、堀南がどこまで意識したかはともかく、そこには「分権」の重層構

造こそが機関主義 (Gesamtorganismus) にとって不可欠の要素だとするシュルツェの考え方が、そのまま反映されているのを見る事ができる。<sup>(14)</sup> しかし第二の引用ではむしろ自治体相互間における上下関係の強調という印象が強く、またそこには「其最下級なる者（町村）は直ちに政府と接近せず」とする一種不可解な表現も含まれていた。<sup>(15)</sup> さらにその後の、彼自身による「解説」に至っては、専ら「監督」の問題に関してのみ、重層性というよりもむしろ上下関係が説かれるにすぎない。しかもそこで、「監督」の対象として言及されるのが最下級、市と町村のみに限られている点も、単なる偶然ないし便宜の問題であつたか否か。

このように見てくるならば、自治の三層構造という羯南の主張にある種の曖昧さが含まれ、その意味でシュルツェの説くところとは距離があることに気付かざるを得ないであろう。府県、郡、市町村の各段階に自治制が必要だとする羯南の主張に疑問はないとしても、その三層の自治制が「有機的」な重層構造を保ち、それこそが中央集権に対する地方自治の抑制的機能を保障するという、シュルツェあるいはドイツの地方自治制における意味連関を羯南が的確に把握し、かつこれを重視したとは必ずしもいえないのではないか。<sup>(16)</sup> 断るまでもなく、そこで問題は分権である。地方自治における自治と分権との区別を論じて、彼がくり返し分権よりも自治の重要性を強調したことは先にふれたが、少なくとも彼の地方自治論の中で分権の重層性に力点が置かれたと見ることは困難であり、しかもさらに市と町村に専ら対象を限定した上下関係の強調とは、敢えていえば、何らか「上から」の発想とすら見るべきニュアンスを感じさせずにはおかないのであろう。

「分権及び自治の制度」と題された社説はここで終っている。市制、町村制の公布後、その施行までの一年間こそは「制度の真味を了得する時日」であり、その間「理論と実際とを調和」せしめんがために、向後さらに論議を重ねたいとするのが一篇結びの言葉であった。

## &lt;二&gt;

次にとり上げるのは右からほほ一ヶ月後、明治二十一年五月十七日付の『東京電報』に掲載された社説「地方自治体の監督」である。「監督」の問題について彼が何らの抵抗なく、むしろ肯定的ともいべき対応を示したことはすでにふれたが、ここで再びそれを論題とするに当つては、上級と下級、つまり府県、郡の段階と市町村段階との間に自治体として判然たる性格の差があることを指摘し、かつそれを前提に、上からの監督のあり方について当局者に注意を促すことがその主たる論点であった。

下級（あるいは最下級）の自治体として市と町村とを一括するについては、これに先立ち五月十一日の社説「市都と町村の関係」の中に彼の見解が示されている。彼はそこで、市と町村の間に経済的条件その他、少なからぬ差違のあることを論じながら、しかし両者間の「権衡と調和」を図ることが重要だと力説していた。尤も『市制町村制理由』によつて見れば、たしかに現実の立法は市制と町村制とに分けられたとはいえ、その基礎をなす趣旨が羯南の説くところと全く合致することは明白であり、つまりここにも彼と立法者との考え方の近さを確認することは容易であるが、同じく五月十七日の社説においても彼は市と町村がともに「無形人」とされる点で何ら差がないとのべて、これらが「最下級の自治体」の語で一括して論じられる。

さて、以下五月十七日の社説に話を進めることとするが、右にいう「上級の自治体」、つまり府県と郡水準の自治制は、当時なお法制化の準備途上にあり、従つて彼によれば、たしかに「理由書」（『市制町村制理由』）は「三階級の自治体」を「予約」しているにもせよ、具体的に「其自治体たるべき程度の如何」は未定の問題に属していた。しかし彼は同じ「理由書」がのべて、「郡に郡長を置き、府県に府県知事を置き、其選任組織等、固より旧の如くして改めずと雖

も…」とするところから判断して、上級自治体が「大に市及町村と其趣を異にし、其行政長たるものは旧の如く官選と為すこと明かなり」との推測を下すとともに、また続けてのべて、やがて府県と郡に自治制が施かれるとしても、市町村とは異なり、それは「半ば中央政府の行政機関たるものなるべき歟」とも記していた。

このような彼の推察が現に的外れでなかつたこと、そしてそのような上級自治体が悪名高い明治地方制度の官治主義を支える根幹的な役割を果したことも今日人の知る通りであるが、ただ、ここでも彼が想定されるその種の上級自治体のあり方に必ずしも徹底した批判の目を向けなかつことは注目をひく。三層構造の自治という彼の主張に含まれたある種の曖昧さについては先にもふれたが、それは一面において政府側の構想に対するこののような半ば肯定的な姿勢とも関連していたと見ることができよう。しかも見逃してならないのは、このあと彼が上級と最下級と、自治体の性格における明確な差違をみずから強調してみせたことであった。先ず最下級の自治体について彼はこう説明する。

蓋し最下級の自治体なる市町村は、元來事物の自然に因て成立すべき團結体にして、家族の関係、友親の関係、隣保の関係を以て生存すること、其團結員なる人々は大抵互に相識るの間柄なること等、是れ第一の条件なり。故に此自治体は法律の製造物にあらずして寧ろ社交上の自然物なりといふべし。即ち立法者の手を以て之を分合すべからざるものと言ふべし。

これに対して上級の自治体、つまり府県と郡とは「法律上又は行政上の關係」により「主として法律の之を創成するもの」であり、「寧ろ之を法律上の自治体」と見るのが適當であろうと彼はのべる。またこれを、「天然の自治体」対「人造の自治体」とも表現した。

ちなみに上級と最下級と、自治体の性格に右のような差があるとする考え方は、別段羯南にのみ限られたものではない。その先の制度化つまり「自治」の程度如何についてはもとより幅広い多様性が考えられるにもせよ、少なくとも

「天然」対「人造」という性格の差は、およそ地方制度造りの基本的な前提条件をなしたとも考えられるであろう。シユルツエにも同じ考え方は示されていた。<sup>(18)</sup> とはいえ、そのような理解の上でしかもなおここにあらためて確認しておきたいのは、この点をめぐる山県その他明治地方制度の立法者たちと堀南との近さの問題である。先にもふれた「理由書」を一見すれば直ちに明瞭であるが、堀南の説くところはほとんど「理由書」の解説——まことに忠実な——以上のものではなかつたというも決して過言ではない。逐一の例証は省くとして、しかし彼が右の引用のあとに記した次の二節などは、特に興味深い一例といわなければならない。すなわち彼はのべて、日本の町村における旧慣（彼の言葉によれば「前日の隣保團結」）なるものは維新後の中央集権体制により、また特に「戸長官選の制」によって大きく損われ、「旧来自然の凝固体も半ば行政官の光の為に溶解せられたり」と論じていた。しかし実は「理由書」の中にも名譽職の旧慣にふれて、「維新後數次ノ変革ニ依テ頗ル此習慣ヲ破リタリト雖モ：」とする一節があり、両者の考え方の相似は明白である。

そして両者がそこでともに旧慣衰退の原因を、専ら上からの制度ないしは「官」の責任に帰していることも見逃すことはできない。「前日の隣保團結」また「旧来自然の凝固体」、つまりは歴史的な町村におけるいわゆる共同体的な関係の弛緩、解体が、遅速はともあれ、経済体制の展開とともにほとんど不可避の過程だとする今日の通念的な理解は、両者にとって無縁の考え方であったというべきであろう。事実右のような認識の上で、政府側が新たな市制、町村制に他ならぬ旧慣維持の期待を込めたことは広く知られているが、堀南もまた現にこの文脈において次の通り力説してやまなかつた。

吾輩は此自治体の旧慣を存重せんと欲するに、否な之を回復せんと欲するに當り、單に法律の力に因ることを為さず、自治体の組合員たる有志者の深く之に注意し、以て法律施行に協力せられんことを望まざるを得ざるなり。

後半、「単に法律の力に因ることを為さず」云々、まさしく「社交上の事物」にふさわしい発想というべきであるが、ともあれ鶴南自身もまた「前日の隣保團結」を「自治体の旧慣」と称しつつ、これを維持ないし回復るべき努力目標とみなしたことは、右に疑問の余地のないところといわなければならない。

尤も、このように彼と立法者たちとの近さが確認されるにもせよ、一方、微妙とはいながらそこに若干の重要な差があつたことも看過することは許されない。彼が社説の後段に至つて市町村の監督の問題に話を戻し、上からの「過度の監督」に対する警戒の姿勢を示したこともその差を物語る一例であつた。くり返すまでもなく、彼は上からの監督そのものに何ら反対ではなかつた。ここでも彼はのべて、「国家全般の利益安寧に關し、國權力の一致協力に關し」、自治体が「國の監督」に服することは「至當」のことだと明言する。しかも同時に、維新以来の政府の地方官が「全く中央の使役物にして、地方の利害に痛痒を感じること甚薄きの傾」を示したことに言及しつつ、彼は次の通り論じていた。

過重なる官威の下に生息し慣れたる我が人民が、稍法律上其自治を許されたる時に当り、其上班の官吏が依然昔日の如く過重の威力を振ひて、過度の監督を施行せんことを恐るゝなり。

そこには最下級、市町村の自治に対する彼の、いわば格別の思い入れが語られているとも見ることができよう。彼にとって市町村の自治とは「社交上の事物」、また「天然の自治」でなければならなかつた。それが「国法の範囲内」の自治である限り、「國の監督」はもとより肯定されたとはいえ、しかし「過度の監督」があつてはならないとして、これを権力の側に向つて訴える。その背後には、発足早々の市町村における自治能力の未成熟に対して、彼の抱いた不安ないし懸念が働いていたかにも見える。あるいはまた同時に、彼の肯定的に受け容れた「國の監督」なるものが、実は内務省側の理解と必ずしも同じではなかつた、と見るべき余地もあるかもしれない。右の引用にも「國家全般の利益安寧に關し、國權力の一致協力に關し」とあり、先の(一)での引用（註(8)参照）においても、シュタインからの借用なが

ら「監督の本性は此自治体の独立と国家の統一とを調和するに外ならざるなり」とのべられていた。そこに浮び上るのはむしろ中央と地方との「調整」のイメージであり、そうであればこれを、いわゆる権力的な監視、介入の意味での監督と直ちに同列において見ることは適切でないともいえよう。ただ、いずれにもせよ彼において、少なくとも内務省の関係者以上に市町村の自治に対する配慮が強かつたことは明らかであり、やがて見る通りそれは彼の地方自治論における最も重要な特徴の一つであった。そのことの意味は何か、その点もまた続く行論の中でおのずからふれることとなるであろう。

### 〈三〉

地方自治の三層構造を主張しながら、その上級と最下級の自治体の間に明確な性格の差があることを論じた羯南が、その限りで山県ら立法者との顕著な近さを示したとはいえ、しかも一方、最下級、市町村の自治に向けて特に配慮を怠らなかつた事情は、ほぼ以上に見た通りであるが、引続き明治二十一年八月十七日の社説「町村の財産」では、まさしく彼のいう「天然の自治体」の維持、強化の問題が正面からとり上げられていた。しかもそこで先ず注目をひくのが、「政治上自由の基礎にして、一国元氣の本源とも称すべき市町村自治制度」とのべる冒頭の一節である。そのあとにはまた、「此制度の実施せらるゝや、吾輩人民が理論上の自由、始めて事實上の自由となるものなり」とも記されていた。これら二つの文章は、何故に彼が特に市町村の自治に関心を向けたか、その理由を示唆するものとして興味深いといふに止まらない。むしろ彼の関心がこのように端的に自由の問題に関連し、しかも市町村自治こそが「政治上自由の基礎」とまで謳われたものとすれば、もはや地方自治の領域をこえて、羯南の政治思想における自由の觀念そのものを問う手がかりとしても、無視することはできないであろう。市町村の自治とは「天然の自治」でなければならぬ、とす

るのが彼の主張であった。とすれば「天然の自治」は何故、また如何なる意味で「政治上自由の基礎」たり得るのか。おそらく本稿の最終的な論点につながるであろうこの問題については、以下さらに何篇かの社説を追う中で材料を整理し、議論を煮つめてゆくことしなければならない。

ところで、「町村の財産」と題されたこの社説では、市制、町村制の公布後来るべきその施行の時期に向けて、随所に町村の分合が進められるのではないか、とする懸念が彼にとつて問題の焦点であった。町村制第四条が規定するその施行手続の中には、第三項として、分合の強制をも意味する如き左の文言が掲げられていたからである。「町村ノ資力法律上ノ義務ヲ負担スルニ堪ヘズ又ハ公益上ノ必要アルトキハ関係者ノ異議ニ拘ハラズ町村ヲ合併シ又ハ其境界ヲ変更スルコトアル可シ。」しかも施行に先立ち早くも二十一年六月には、内務大臣訓令を以て「町村合併標準」一一ヶ条が府県知事宛に通達されていた。<sup>(19)</sup> 内務省が町村合併の推進に向けて極めて積極的な姿勢にあつたことは、当時周知の事実に属したといつてよい。<sup>(20)</sup>

右の規定を前に堀南が何よりも「町村の資力」、またその構成要素をなす町村共有財産の問題に着目した背景に、「蓋町村は都市と其情況を異にし、其住民多くは富裕ならざるもの」とする彼の事実認識があつたことはいうまでもない。その「資力の小なるもの」が自治制の施行を急ぐならば、他町村との合併または連合に踏み切るか、さもなくば「強ひて独立の自治体」となるか、二途に一途しかないが、前者の道は町村ごとの「風俗氣習」の違いからして容易でなく、また後者を選んだ場合、「大に其住民の負担を増加するの恐」があり、いざれにしても「必ず多少の困難を生ずべし」と彼は指摘する。例えば後者の道の選択が仮に府県知事の認可を得られたとしても、町村の共有財産が少なければ自治制維持の費用は専ら住民の税負担にかかることとなり、それは従前に比して負担の増加ともなりかねない。もしそうであれば、自治制という「政治上の幸運」には恵まれたとしても、「経済上の厄運」は避けられないであろう。「人生の目

的は政治上のみに存せざるを以て、斯る町村の住民は制度実施の為めに幸運を増加したりと謂ふを得ざるべし」と彼はのべる。そして彼はそこに次の如き一節をも書き添えていた。「加ふるに町村の力貧弱にして其義務の負担に苦むは、國家の為めに賀すべき事にも非ざるなり。是町村財産の直接には其住民の幸福に関し、間接には国家の盛衰に関する所以なり。」

一方、前者つまり「資力」不充分にして合併または連合を余儀なくされる町村の場合は、彼にとつてさらに問題であった。その理由として彼は次の通り痛論する。

元来町村自治なるものは町村其物が自由に自個の私利を保護する目的なるに、此場合に於ては相互の私利相撞着し、互に角逐せざることを得ざることあるべし。此吾輩が町村自治を以て政治上自由の基礎、一国元氣の本源なりとして、之を称揚する所以の意に反せり。

「天然の自治体」を維持するため、人為的なその分合に徹底して「反対の姿勢を守ろうとする彼の考え方はもはや明らかだとして、同時にここには、彼として一步踏み込んだ町村自治のイメージが示されているのを見ることができよう。先に町村自治を「天然の自治」、「社交上の事物」と強調した彼は、次いでそれが「政治上自由の基礎」また「一国元氣の本源」だと論じた。そして今ここでさらに、「町村其物が自由に自個の私利を保護する」とこそ町村自治の「目的」であり、それこそが「政治上自由の基礎」、「一国元氣の本源」を保証するものだと彼はのべる。「町村其物」の「私利」という表現で彼がいわんとしたものは果して何か、必ずしも具体的に明らかではないが、ある意味でそこに強調される考え方はいわゆる団体自治のそれに近いとも見られるであろう。<sup>(21)</sup> となるとそのような町村自治はどのようにして「政治上自由の基礎」とつながるのか、またそこにおいて個人あるいは個人の「私利」に果してどのような位置付けが与えられるのか、われわれの関心もまたここで一步踏み込んだ論点へと促されずにはおかない。

その結論はなお先に譲るのが適切と思われるが、ともあれ、鵜南がこのあと市制、町村制の施行に備えて専ら力説したのは町村共有財産の強化策の問題であり、具体的には備荒儲蓄金を町村に還元、分配すべしと説くのが彼の主張であった。明治十四年以降蓄積され中央に保管されている総額一千三百余万円の備荒儲蓄金を、拠出額に応じて全国の町村（七万余）に分配することになれば、町村財産の強化に役立つとともに、向後この資金を中央政府から自治体の管理に移すことは各町村の自治、つまり自助努力の促進、あるいは独立町村の実現のためにも有益であろうと彼はのべる。<sup>(22)</sup> そして、そこにはまた次の如き文章も見出される。「町村制度実施の後は隣保団結の旧慣を存重し、益之を拡張して云々の勅諭を遵奉し、以て隣保団結の旧慣に由り艱難相救はしむるは固より当然なりとす。何ぞ又中央政府の管理を要せんや。」ここにいう勅諭とは市制、町村制の公布に際して発せられたものを指す。そして、このような勅諭への引照の中にも政府あるいは中央の権力なるものに対する彼の独特の姿勢があらためて確認することは容易であるが、一方またここで特に興味深いのは、「隣保団結の旧慣」への言及とそれに基づく自助努力の強調である。先の引用に見た「町村其物」の「私利」とは、実はこのように「隣保団結の旧慣」と不可分のものであり、換言すれば、「町村其物」の「私利」を「隣保団結の旧慣」によって守り続けることこそ、彼の考える町村自治にとって不可欠の要素をなしたことがそこに知られるものといえよう。

そのような町村自治とは、当然のことながら住民の「義務」たる側面の強調につながるものであった。彼は続く段落において、町村自治を「政治上」のものとする説に反駁を加え、あらためてこれを「社交上」のものと指摘しながら、次の通り論じている。「凡そ町村制度の主旨は、各人の権利よりは寧ろ各人の相対する義務を規定すること多く、各國の町村制度中、強迫を以て名譽職に就かしむることなきは其一なり。」また彼はここで、「地方自治は英國民が隣保に対する義務を行はしむるものなり」とする「カルメル氏」の言を紹介してみせるが、他ならぬ日本において

もそれが歴史的伝統であつたと彼が考へていたことは、次の二節からも明らかとなすことができる。「我国隣保團結の旧慣なるものは、政法上の組織に非らずして、相互の義務を行ふの目的に出たるは、古老に就て一問すれば之れを了するを得べし。」

なお、付言しておくとすれば、このような町村自治に含まれる義務的性格については、もとより先の「理由書」も強調するところであった。とはいへ比較してみれば、鵜南の説く意味とは若干の差があつたかにも感じられる。つまり「理由書」では専ら「名譽職」の問題に関連して、従つて「名望家」の義務が指摘されるのに対し、鵜南の場合その種の階層的な限定は必ずしも明確でなく、右にも見た通り「隣保團結の旧慣」として説かれたのはむしろ住民一般の義務ないし自助努力であつたとも考えられるからである。この点の解釈如何は第二節の考察にも関連するところがあり、興味深い一つの論点をなすものといえよう。

ところで、町村自治の問題は引き続き、「市制と町村制の選択及び町村の区域」（明治二十一年九月二十八日）ならびに「市町村の編製」（同年十月二十五日）と題した二篇の社説でも重ねて論じられていた。これらもまた先の町村制第四条の規定に関連して、「天然の自治体」の維持防衛がその主題をなすことになりはしないが、具体的な論点に多少の違いもあり、ここで簡単にその内容にふれておくこととしたい。

先ず前者の社説においては、自治制の施行に際して府県知事の職権による裁定ができる限り差し控え、住民の自己決定を尊重すべきだと説くのが鵜南の主張であつた。例えば制定法に見る限り、自治制施行に当つて市制をとるか町村制を選ぶか、その点は多くの地域で問題となり得る。たしかに市制を布くには「戸数二万五千以上」という法の制限があるとはいへ、それに満たない町村が合併によつて市となることも、また一方独立町村の道を選ぶとともに可能であり、その最終的な裁定権は府県知事の職権に属するとするのが法の規定であつた。これに對して鵜南は、府県知事が

「猥りに職権を用ひず、行政上の不都合を釀さざる限りは、成るべくは……人民をして自家の裁量に従ひ、自由に之を選択し之を決定せしむること」こそ望ましいと力説する。そのような彼の主張は、三新法体制の手直しとして当時、つまり明治十七年以降行われていた戸長役場制度に対する彼の観察とも直接つながるものであり、現に彼はこの点を論じて次の通り批判を加えていた。

蓋し現今の行政区画なるものは、単に行政上の便利を図つて制定せるものにて、各町村の人情風俗を問はず、経済上の関係を論ぜざるもの極めて多きを以て、何事も行政権の下に立つ時は実際不便を感じること少なきも、自治を実行するに当ては必ず許多の不便を感じずべし。

次いで後者の社説「市町村の編製」においては、第四条の規定による町村合併への対抗策として、町村制附則の改正が要求される。町村制の施行を翌二十二年四月一日よりと定めた附則（第一三七条）を改正して、資力充分でない町村は現行のまま郡長の管轄下に置き、資力の充実を待つこととすれば、町村合併の強行は回避できると説くのが彼の論点であった。画一的な行政への批判と抵抗、また町村の自然に対する彼の関心のほどはもはや説くまでもないとして、ただ、敢えて自治制への移行を遅らせてまでも歴史的町村の一体性を守るべきだと主張する考え方の中には、実施されようとしているおそらく「近代的な」制度としての自治と、彼自身の理念における自治との間のズレという問題をも窺うことができるものといえよう。結論を先取りすることにもなるが、彼にとって最も基本的な町村自治の要件とは、必ずしも議会主義的な構成をとる制度あるいは政治の問題ではなく、帰するところ、伝統的、共同体的な町村における人間関係、またその倫理的基礎以外のものではなかつたかに推察される。

いずれにもせよ彼がいかに町村合併の強行に反撥し続けたか、念のため、煩を厭わず同じ社説からさらに二つの文章を抜粋しておくこととしたい。その一つにいう。

町村の合併なるものは万々むを得ざるの外、大体相互の不幸を来すものたるを免れず、今夫甲乙両家をして合併の生活を為さしめんとするは、骨肉の間と雖も尚為す能はざるものたり。況んや一個人よりは一層高等の有機体たる町村に於てをや。

断るまでもなく「一層高等の有機体」とは、有機体的國家論特有の用語法であり、単位規模の大きさ、複雑さからしてそこでは国家が最高の有機体であった。次いでなお一つ、感情的とすら評すべき激しさをもつて彼はのべる。

凡そ何物たるに論なく、自然的発達に基づくものは人為を以て之を変換す可らざるは自然の法則なりとす。今や自治制を行はんとして強ひて之を合併するは、是人を以て自然の法則を棄らんとするの挙に均しく、道理上到底為す可らざる所にして、強ひて之を為さば其物の性質を毀損するものと言ふべし。

彼のこのような痛烈な発言の裏には、わが国町村の「十中八九」までが独立の自治体たるに充分の資力を持たないとする彼の状況認識があり、従つて彼の目からすれば、「我国自治制は許多の小村落を減じて自治体を組織したるもの、或は町村の間に平和的併呑の行はれたるもの」ともなりかねない見通しであつた。「是豈自治制の本意ならんや」と彼は切言する。しかし事実町村制実施に伴う明治二十二年の町村大合併は、その成果として一挙に七万余の市町村を一万余にまで減少させた。いわゆる自然村から行政村への転換であり、それが内務省側の理解における「自治制の本意」であつたこともまた疑いを容れない。彼が地方自治の問題に対する基本的な認識において、山県その他制度造りに携つた人々とかなりの程度まで共通する立場にあつたことは上来見た通りであるが、少なくとも町村合併の問題、あるいは伝統的町村の一体性に対する固執の点で、ほとんど対蹠的な見解を示したことがここに知られるであろう。そのことの意味は何か、分権よりは自治を重視するという彼の主張とも併わせて、他ならぬその点を考えることが続く第二節の課題である。

(3) 本稿で参照する鵜南の社説はすべて、『陸鵜南全集』全一〇巻所収のものによる。（西田長寿・植手通有編、一九六八年以降刊、みすず書房）

(4) Lorenz von Stein : Handbuch der Verwaltungslehre, 1876. 引用はその邦訳（渡辺廉吉訳『行政学』明治二十年、元老院藏版）卷上、六八一九頁からのもの。なお、分権と自治の区別については、すでに明治二十年十月二十五日付の『出版月評』誌上に寄せられた鵜南の書評「地方自治論」の中でも論及されていた。『全集』第九巻、五八二頁。)

(5) Hermann Schulze : Das preussische Staatsrecht auf Grundlage des deutschen Staatsrecht. 2 Bände. 1872-1877. その邦訳は木下周一・荒川邦蔵共訳『宰漏生國法綱』第一一―一巻、明治十五年以降刊。あたりの共訳本の欠落部分は、別に木下周一訳『國權論』(一―二)、独逸協会刊)が補う関係になつてゐる。なお、同書序論(原本、第一巻一六頁)によれば、一般国法学についてショタル『法哲学』とブルンチヨリ『一般国法学』を参照したとある。日本におけるショルツの論としては栗城寿夫「ヘルマン・ショルツの憲法理論」(『桔陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』一九九二年、木鐸社所収)がある。

(6) 十九世紀初頭以来、ドイツの地方自治がこの原則の上にあつたことは諸書の説くところであるが、ショルツもその点明快である。前掲訳書、第四巻一四〇頁参照。またその背景を説明するものとして、O・ブルンナー著、石井紫郎他訳『ヨーロッパーその歴史と精神』(一九七四年、岩波書店)一九九一―一〇〇頁参照。なお、この点に関連して、鵜南には次の如き文章もある。「元来地方自治なるものは、人民が地方的の団体を以て、國權の下に在りて、地方行政に参与するの義なれば、彼の主權在民の説と相距る」と固より遠い。(『全集』第一巻五七五頁。)

(7) Karl M. J. L. von Stengel : Die Organisation der preussischen Verwaltung nach den neuen Reformgesetzen, historisch und dogmatisch dargestellt. 1884. やの邦訳は荒川邦蔵訳『新國行政法典』卷一六、附一―一(明治十七年、内務省總務局藏版)、鵜南の引用は邦訳卷一、三三三、三三五頁からのもの。

(8) 尤も、引用の後半、「故ニ……」以下は、前掲ショタル『行政学』から採られたものようである。邦訳、卷上、七五頁参照。

(9) 例ええば町村制第一二八条の規定は左の通り。

第一百二十八條 府縣知事郡長ハ町村長、助役、委員、區長其他町村吏員ニ對シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得其懲戒處分ハ譴責及過怠金トス郡長ノ處分ニ係ル過怠金ハ十圓以下府縣知事ノ處分ニ係ルモノハ二十五圓以下トス  
追テ町村吏員ノ懲戒法ヲ設クル迄ハ左ノ區別ニ從ヒ官吏懲戒例ヲ適用ス可シ(以下略)

(10) 『市制町村制理由』(「官報第一四四二号附録」明治二十一年四月二十五日付)

陸鵜南と地方自治

(11) 例えはシュルツェ前掲訳書、第四卷二三五頁以下にも、ある程度まとめた説明がある。なお乍序、「機関主義」あるいは「機関的」の訳語について、特に訳者による断り書きが付せられているのは興味深い。第一巻一〇一一二頁。その全文は山田央子著『明治政黨論史』(一九九九年、創文社)二五〇頁に紹介されているが、本来、有機体的国家論にいうOrganには有機体、機関、組織、器官などの意味が含まれ、訳語を一つで通すことにはたしかに無理を伴うであろう。例えは「器械主義」との違いを明瞭に語るためには、「器官主義」の方が適當のようにも思われるが、「天皇器官説」ではやはり多少具合が悪いかもしない。

(12) シュルツェ同右訳書、第四卷二三七一八頁。「漸進的」の語は、右邦訳書では「守成的」となつており(原本では *konservativ*)、鵜南が適宜修正したものであろう。なお、鵜南がJ・S・ミルとトクヴィルをどの程度利用したものか、本稿の特に第二節に関連して重要と思われるが、なお調査は充分ではない。フランス語に堪能とされる鵜南が、トクヴィルの原文に接した可能性はもとより否定できないであろう。ただ、一方でドイツ自由主義とトグヴィルとの近さも指摘されている。例えは笛倉秀夫著『近代ドイツの国家と法学』(一九七九年、東京大学出版会)一六三頁以下参照。(つまりトクヴィルの考え方が、ドイツ国法学経由で鵜南に伝わったという側面も考慮されなければならない。現にブルンチュリにも、明示的にトクヴィルに言及した箇所が見出される)(例えは『国法汎論』巻二、一八一頁)。

(13) シュルツェ前掲訳書、第四卷二三九頁、なお、次の引用も同じ頁からのものである。

- (14) シュルツェの場合にも、その有機体的国家の理論は旧体制の絶対主義とフランス革命への対抗が中心的課題をなし、フランス的自由とドイツ的自由との対照的な性格が強調されていた。前者の特徴として、「権義ヲ有スルモノハ専ラ孤立人民ト國トニ在リテ、其中間ニ在ル者ハ時ヲ択マズ恣ニ運転セラルベキ行政器械タラザルハナシ」と指摘する一方で、後者、ドイツ的自由については、「國ノ大小機關中ニ小機關ヲ置キ、之ニ一定ノ權限ト應當ノ獨立トヲ副ヘ、固有ノ景状ニ隨フテ生活セシムルヲ以テ自由ノ基本トシリ」とされる。(前掲訳書、第四卷二三四頁以下)「団体の中に自由がある」とするO・ギールケの理論がその基礎を支えたものといえよう。その点、村上淳一著『ゲルマン法史における自由と誠実』(一九八〇年、東京大学出版会)特にその一二七頁参照。
- (15) この部分、前掲訳書には「其最下級ナル結団、即チ邑ナル者ハ直チニ國府ト交通セズシテ」とあり、鵜南もこの訳に依ったことは明らかであるが、いずれにしても原文との意味のズレは大きい。「下級自治体の手におえない仕事は、直ちに國家ないし中央権力の手に委ねられるのではなく、すぐ上の自治体にまかされる」とする理解が原文の意に沿うはずである。原本第二巻四頁。
- (16) この点について、山田央子前掲書、二五〇頁(註<sup>24</sup>)をも参照されたい。
- (17) 『市制町村制理由』には次の通りある。「本制ニ制定スル市町村ハ共ニ最下級ノ自治体ニシテ市ト云ヒ町ト云ヒ都鄙ノ別ニ依テ其名ヲ異ニスルニ過ギズ其制度ヲ立ツルノ原質ニ至テハ彼此相異ナル所ナン。」
- (18) シュルツェ前掲訳書、第一巻一七頁。

(19) 東京市政調査会（亀掛川浩）編『自治五十年史』制度篇（一九四〇年）二六七頁以下参照。

(20) 市制、町村制の準備過程において、町村合併の問題を関係者たちがどう考えていたのか、その事情の一端は左の拙稿の中でも扱われている。「明治二十二年の町村合併とモッセ」（『大東法学』第一九号、一九九二年一月所収）

(21) 「団体自治」の用語については、差当り辻清明前掲書、一六三、一六七頁などを参照されたい。

(22) 町村の財政に対する彼の配慮を示すものとして、他にも例えば「官治と民治との分界は如何」（明治二十一年十月九日）がある。

(23) 「官報第一四四三号」所掲。明治二十一年四月二十五日付。

## 第二節 地方自治と「国民勢力」

〈一〉

さて、地方自治に関する堀南の社説が制定法をめぐる第三者的あるいは総花的な解説に類するものではなく、むしろみずから選択にもとづく一定の問題点を通して展開された強固な自己主張がその基本的な性格をなしたことは、以上第一節の紹介からもすでに理解されるところと思われるが、<sup>24</sup> ただ、これまでとり上げた社説はいずれも、地方自治のいわば制度的な側面に主として着目したものとも整理することができよう。ところが順を追って二十一年の秋に至るや、論議の重点が一転して地方自治の政治的意義または機能といった側面へと移行することに気付く。それらは何がゆえに彼が特に歴史的町村の維持に固執したのか、その理由を明らかにするとともに、また町村自治と自由との関係如何という上来指摘した問題点についてもさらに具体的な材料を提供するものであり、彼の地方自治論をその政治思想との関連において考えようとする本稿にとって、より直截的に興味深い部分ともなすことができる。

前節と同様、以下にはまた何篇かの社説について内容の検討を続けることとするが、後半部として最初にとり上げたいのは明治二十一年十月二十四日の社説「地方自治と大同團結」である。それは「国民勢力」（あるいは「国民的勢力」、

「国民の勢力」などとも彼はいうとの関係において、つまり「国民勢力」の強化、発達に資するものとして、地方自治と当時展開されつゝあつた大同団結運動との意義、役割を強調しようとした論説であつた。ここには考察を前半に限り、大同団結の部分は割愛することとするが、それに先立ち、鶴南独特の用語に属する「国民勢力」の語については、若干の前置きが必要かと考えられる。そしてその点については、彼が直前の十月二十一日に掲げた社説「国民の勢力、功利家と愛國家」<sup>25)</sup>を参照するのが有益であろう。そこにおいて彼は初めてこの語を使用し、ある程度この語そのものについても説明を試みていたからである。

その冒頭、彼は先ず「国民勢力」と「政府勢力」との関係を論じて次の通りのべる。「国民の勢力と政府の勢力とは固より同一物にあらず、然れども此両勢力は互に相容れざる敵対的のものにあらざるは、亦た吾輩の認知せざるべからざる所なり。」彼によれば「政府の勢力」とは「国民的勢力の中集たるに過ぎず」、従つて「政府の勢力」と並んで、しかしそれ以上に重視されなければならないのが「国民の勢力」であった。しかもそのような「政府勢力」との関係に加えてなお一つ彼が強調したのは、その「国民勢力」が「地方的、階級的、人物的の色容」を脱却して、「国民的色容」を帶びたものでなければならない、という要件であった。当然のことながらそこには、「私利私榮」の否定、「国民の利益」の優先が含意される。蛇足ながら今日風にいい換えるなら、部分的利害の打算をこえた全国民的な性質、次元ないし規模での発想にもどうく勢力とでも要約できるであろうか。具体的な例として彼は「立憲政体の建言」、「国会設立の請願」、「政党組織の計画」、さらに大同団結運動などを挙げて、これらが「国民勢力の発達」を示す「徵効」だと論じていた。

ところで、このようにして使われるこの用語そのものは、本来ブルンチュリの説く Volksmacht に由来すると指摘されてい<sup>25)</sup>る。そして鶴南自身これを承知していたことは疑いを容れない。原著者の名前こそ出さないものの、右に見た

「国民勢力」と「政府勢力」との関係をめぐる説明が、ブルンチュリの説くところに一致するのみならず、鵜南が「輿論、刊行、結党、集会、游説、並に革命の類、皆是れ国民勢力の要素ならざるはなし」とのべるその各「要素」とは、ブルンチュリが Volksmacht の発現手段として列挙した六種の活動形態にそのまま見合うものであった。<sup>(26)</sup> とはいへ一方、鵜南の説く「国民勢力」論がブルンチュリそのままではなく、少なくとも力点の置き方に差があったことにも留意が必要であろう。鵜南が右の六個の「要素」の外に「尚一個」すなわち「在野の政治家」なるものを追加すべきだと主張したことでも彼の独自性を示す一例であるが、より興味深いのは先の鵜南の説明に見られた「国民的色容」の強調の点である。ブルンチュリが特にこれを力説したと見る<sup>(27)</sup>とはできない。彼にとって Volksmacht とは単に「国民全体の持つ力、必要に応じて国民によつて行使される力」とだけ定義され、説明の重点は専らその発現手段としての六種の活動に置かれていた。それら六種の手段なるものが、一言にしていえば、すでに近代国家という政治の場を前提とした上での非制度的、自發的な政治活動を意味することは明らかであり、鵜南の如き「国民的色容」の強調がそこに見られるわけでもなければ、ましてやすぐ後にふれる如き「公義心」、「社会の調和勢」が説かれるのでももとよりない。逆に鵜南は右の六種の「要素」について、單にその中の「革命」の項に一種否定的なコメントを加える外は一切何の説明をも試みることなく、社説全体の主眼は紛れもなく「国民的色容」の強調に向けられていた。この社説に加えられた「功利家と愛國家」なるいわば副題からも、その点は推察されるであろう。

そして、そのような「国民勢力」論における鵜南の特徴を、さらに一層鮮明に浮び上らせるものこそ、続く彼の地方自治論であった。もはや前置きはこの辺にして、十月二十四日の社説「地方自治と大同団結」に話を進めることとするが、この社説は次の如き一節で始まっていた。

国民勢力の発達は實に今日に必要なり。国人公義心の発達は實に今日に必要なり。一国の独立強固は単に当路者の

みに依頼せず、民間の人々も亦其の公義心を以て之に尽力せざるべからず、即ち国民勢力は政府勢力と相俟ちて此國を維持せざるべからず。

「国民勢力」の発達を他の何にもまして希望した彼が、先ず必要なその基礎を「国人」の「公義心」に求めたことも、彼が「国民勢力」の説明の中で専ら「国民的色容」を強調した点からして、もとより怪しむに足りない。尤もその「公義心」なるものが今日いうところの公共精神あるいは政治参加と直ちに同義であつたか否か、後にふれるところとも関連してその点には留保が必要と思われるが、ともあれ、このように彼が期待を寄せた「国民勢力」の現実はといえば、なお到底彼にとって満足すべきものではなかつた。彼によれば、今や「政府勢力」は「不完全ながらも稍々整頓」しつつあるのに対して、一方「国民勢力」は「四分五裂、近年漸く発達の状なきにあらざるも、猶ほ未だ政府勢力の後援と云ふを得べから」ざる有様だと説かれる。ちなみにここにいう「政府勢力」の「整頓」とは、おそらく維新以来の憲法その他、国家的法制度の整備を指すであらう。そして、このような状況認識の上で彼が「国民勢力」の発達のために着目し、その役割を強調したものこそ他ならぬ地方自治制であり、また大同団結運動であつた。前者、地方自治の意義について彼は次の通り説明する。

自治制なるものは国人の公義心及び社会の調和勢に大影響を与ふるものなれば、吾輩は之を以て国民勢力の発達法と見做すも不当にあらざるべし、……地方自治の生活に慣れざる人民は、如何なる方便を以てするも常に利己心の奴隸たるを免れず。

「社会の調和勢」の語は目新しいが、「利己心」の克服としての「公義心」が利害の対立と分裂をこえて社会の調和を尊くとする考え方は、少なくとも論理として理解し難いものではない。そしてこの文章からは、「公義心」と「社会の調和勢」とが地方自治に寄せられた彼の期待の中の不可欠、否おそらく最大の要素をなしたこと、従つてまた彼の説く

「国民勢力」にとつて核心に位置する要素であったことも、容易に読みとることができるものといえよう。

事実このあと彼はさらに、地方自治における「公義心」と「社会の調和勢」の問題をめぐつて、一段と立ち入った説明を試みていた。長文ながら以下二つの引用は、彼の地方自治論における最も特徴的な部分を鮮明に語つたものとして、特に注目に値する文章である。先ず「公義心」について。

政治思想の養成、即ち公義心の養成は實に家庭教育に始まり。一個人の利益の上に家族公共の利益なる者存すを知るは家庭の教訓に在り。親族人々の間に連帶の関係あること、相愛心が此人々を近接せしむること、親族上の義務を怠る者に徳義上責任の帰すること、此等の常理を習ふは全く家庭の教訓に在りとす。而れども単に一家族の連帶義務を知るのみにては未だ充分なりと云ふべからず。此関係を一市一町村に拡充して始めて地方公益なる者出づべきなり。一市一町村より一郡一府県に及ぼし、遂にして一国に及ぶ、是に於てか国民公義心なる者始めて固きを得べし。

これに反して「官治制度」の國にあつては、租税であれ兵役であれ、いづれも「強制」に服するのみであり、一国の政治は挙げて「功利者又は售名者」の手に帰するがゆえに、「人民は只だ被治者たるに止まり、毫も国民勢力なるものあらず」と説かれる。

次いで「社会の調和勢」はどうか。この点での地方自治の効用は、次の通り説明されていた。

地方自治の制度は治者と被治者との人造種別を絶ちて、優者と劣者との天然種別を立つるものなり。貴賤貧富の離遠心を除きて、交互の間に敬愛心を存せしむるものなり。政論家と実業家との甚しき隔絶を去りて、相共に利益を交換せしむるの好手段なり。……優者は選挙せられて上位に昇り、富者は其社交に対する義務として無給職に居り、政論者も実業者も其私益の為に公利の事を負担し、相互に敬愛親密の情を以て運動するに至らん。

そしてここでも対照的な「官治制度」の国の状景が語られ、すなわち有給官吏制の下、官職は遂に「一の當利業」あるいは「一の特許物」となるばかりか、貧富の間には「憤怨の情」が支配し、相互に「隔絶の感情」を抱くのみで常に「社会の調和勢」は失われ、「国民勢力」の発達は期すべくもない、とされる。

鵜南のいわんとするところは大筋において明らかといえよう。見られる通り、第一の引用は「家庭」あるいは「家族」の場で体得される「連帶」また「相愛心」の心情を基礎に、公務への参加と習熟、つまりは地方自治の教育的機能を通して「利己心」の克服、「公義心」の育成が図られるならば、やがてそれが郡府県から遂には国家大の「公義心」にまで拡大されるであろうと論ずるものであり、続く第二の引用は、同じく地方自治の経験を通して利害あるいは階層的な対立と分裂を克服することにより、「社会の調和勢」が強化されることを期待するものであつた。端的にいえば、彼において「国民勢力」の発達とはまさしくこれ以外のものではなかつたとも考へることができよう。もとよりこのような考え方が、その限りで地方自治の政治的効用を説く典型的な議論と軌を一にすることは明らかである。かのトクヴィルを引き合いに出すまでもなく、近くはグナイストも日本に向けた勧告の中で頻りにこの種の効用について語つていいた。<sup>(29)</sup>

とはいゝ一步踏み込んでこれを鵜南に即して考へる時、そこには興味深いいくつかの問題が含まれてゐることに気付く。例えば第一の引用における「家族」また特に「家庭」の語の使用は、当時として目新しい。しかもそこでは「連帶」あるいは「相愛心」など、いわば水平的な横の人間関係が専ら着目され、いわゆる家父長制的な垂直の上下関係には触れるところがなかつた。かつて「天皇制國家」の社会的基盤として論難の的とされた家制度論でのイメージとは、著しく異つたニュアンスをそれは感じさせるものといえよう。また第二の引用で「人造種別」に対して「天然種別」が肯定的に語られる時、そこには「官」の階層序列に依存しない、その意味で自律的な社会ないし人民の存在が前提されて

いたとも見られるのではないか。現に彼は第一の引用のあとに添えられた「官治制度」の国との対比論の中で、機関主義つまりは地方自治制の下にある人民が、「被治者たるに止ま」るものではないことをむしろ当然のこととして語っていた。

このような彼の特徴的な考え方がある種の新しさを含み、将来に向けての明るい展望につながり得る可能性をもつことは、おそらく容易に推察されるところといえよう。筆者としては彼の「国民」主義を支える少なくとも一つの要素が、社会に関するこのような彼の認識にあつたと推測するが、その点は後にまたふれるとして、ただ、一方で彼には町村自治に関して歴史的町村との連続性を重視する考え方が強固に守られていた事実をも無視することはできない。これを右の引用について見ても、その家族論では専ら横の水平関係に着目した彼が、第二の引用の中では縦の「優者と劣者との天然種別」なるものを肯定的に語っていた。それが人間の「天然の不平等」を基礎に成立したとされる伝統的なアリストクラシーの観念を、色濃く反映することは明らかである。<sup>(30)</sup> とすれば右に指摘した彼の家族論といい、自律的な人民觀といい、いわば彼の中の明るい要素と見られるものも、実は伝統と完全に切れたものではなく、むしろ彼が伝統的社會の中に読みとつたもの、つまりそれこそが伝統的社會に関する彼の認識であつたと考えられなければならないであろう。断るまでもなく、伝統的社會における家族制度なるものもとより一枚岩ではない。<sup>(31)</sup> ましてやそれをめぐる認識パタンともなれば、到底タテ社會一元論で尽くされるものではあるまい。<sup>(32)</sup> そして、そのように見られるものとすれば、彼が旧町村の存続を願ったにもせよ、それは盲目的な伝統の墨守、その意味での伝統主義ではなく、すでに一種の機能主義的な視点がそこには働いていたものと解することができよう。<sup>(33)</sup> あるいはまた逆に、地方自治また特に町村自治についての彼なりの理想像を、伝統社會また旧町村の中に読み込んだ、ないしは投影したものとも表現できるであろうか。ちなみに彼における町村自治と個人との関係という上來の問題も、おそらくは同じ背景の上に考えられるべきものと

いえよう。右にもふれた通り、ある種の明るさが彼の中に見出されるにしても、そのゆえに直ちにこれをいわゆる契約説的な、原子的個人を基礎とした社会観に引きつけて受けとめることには、慎重な留保が必要である。たしかに彼において個人あるいは個人の利益を肯定的に解する考え方があるが、全く欠如していたとなすことはできない。現に同じ社説の中にも、次の如き文章が見出される。「地方自治制は人民一般をして其一己の利益より推して一国の利益に心を用ひしめ、即ち国民公義心を発達せしむるの端緒なりとす。」とはいえそこにいう「一己の利益」とは、決していわゆる「利己心」の肯定を意味するものではなく、すでに「利己心」の克服の上に見通された「利益」と見るべきであり、かの「正しく理解された利益」<sup>(34)</sup> というに近い考え方がある。されば、そこには含まれていると解するべきであろう。いずれにもせよ彼における個人とは、仮に横の水平関係においてであれ、あくまでも家族あるいは地域的な共同体と結びついた存在であり、これと切り離されたものではない。従つて孤立的な、砂の如き個人また大衆の出現が彼にとって重大な関心の対象たらざるを得なかつた事情については、続く行論の中で見ることとなるはずである。

なお、最後に加えておくとすれば、以上のようにこの社説は地方自治制を「国民勢力」の発達に資するものと強調しながらも、実はそれは「法律上の奨励」と見るべきものであり、一方「法律外の誘導」を担うものこそ大同団結運動に他ならないとのべて、後半、彼はこの運動に対する「在野の有力者」の協力を訴えていた。<sup>(35)</sup> ところでこの「法律外」の語については、彼が先に「国民勢力」の六種の要素にふれた際、「革命」を特に「法律以外の抗力」とよんだことが想起される。そして、やや唐突ながらその点から推測するに、彼の用語法における「法律外」とは、すべてではないまでも、往々今日の理解における「政治的」とほぼ同義であったものと解されるのではないか。一方、彼自身が「政治」の語を用いる時、それが極めて限られた意味のものであつたことは後にふれる。そして、もしそうだとするなら、彼が地方自治を「国法上のもの」と主張する時、そこにはこれを政治外のものとみなす含意が伴つていたことも、おの

ずから首肯されるところと考えられる。ちなみに大同団結運動を「法律外」のものとよぶ彼は、「国民勢力」の発達のためにより動的な、またより積極的な影響力をこれに期待したとも思われないではないが、仮にそうだとしても、一方「法律上」の努力がより持続的な効果につながる可能性もまた、何ら否定するには及ばないところといわなければならない。

## 〈二〉

ところで、このように鶴南が大同団結運動の帰趨にも少なからぬ関心を寄せていた明治二十一年の秋には、内務省を中心<sup>(36)</sup>に府県制、郡制の立法作業が漸く進む一方、それに伴って枢密院あるいは元老院などいわゆる政府部内からも、府県、郡水準の自治制に反対する強硬な意見が提出されて、法案の審議は難航を余儀なくされるという事態が生じていた。中でも時の内閣法制局長官井上毅による執拗な反対の事実はよく知られているが、地方自治の三層構造を持論とした鶴南がくり返しこれに反論を試みたことはいうまでもない。そしてそれらの反論もまた地方自治の政治的意義、効用をめぐる彼の考え方を確認する上で有力な材料を提供するのみならず、そこにおいてもまた「国民勢力」論が一貫して彼の議論を支え、次第にその性格を明確にしてゆく点は特に興味深い。

彼の反論として先ず以て注目すべきは、右の〈一〉でとり上げた社説から二日後、十月二十六日に掲載された「帝政の下に於ける自治制」である。具体的に彼がそこで反論の対象としたのは、彼自身の整理に従えば、府県水準の自治制をもつて「帝政を危くするもの」と説く枢密院筋からの反対意見であり、反対の論拠はこの水準での自治制が「尾大不掉の憂を来す」と見る点にあつたとされる。つまり府県段階に自治制を導入するならば、封建体制の場合と同様、中央権力の弱体化につながるとなすのがその論点であった。これに対して鶴南は先ず社説の冒頭、「該撒<sup>シーザー</sup>の遺制を継ぎたる羅馬

「帝政」あるいは「該撒主義を模倣したる路易十四世の王政」がともに脆くも崩壊した歴史的事実に言及しつつ、封建に伴う「尾大不掉」よりはむしろ「セザリズム」こそが帝政にとって危険だと反論する。そしてこの反論の裏付けに彼の援用したのが、「自治制の模範」たる英國と、「官治制的例」たる仏国における王政盛衰の比較論であった。ちなみにここでの「セザリズム」云々、また英仏の対比論も、ともに例の機關主義対器械主義の「理論」を支えるものとしてシユルツエが用いた基本的な歴史解釈のパタンであり、後にもふれることになるが、鵜南がこれに依拠していることはいうまでもない。<sup>(37)</sup>

尤も、この種の論法をもつてする限り、鵜南の反論は文脈上、自治制と封建制とを同一視するかの如き誤解を招かないでもないであろう。果してその点を意識したことか否か、現にこのあとに続く彼の反論の中では、端的に封建制と自治制との差異が強調されていた。この両者の間には「霄壤の差あるもの」とのべながら、反対意見はこの点を「誤認」したものにすぎないと彼はこれを一蹴する。「『尾大不掉』と云へることは古昔、英雄の其手を以て天下を左右する時代には適用すべしと雖も、今日民意に従ふの政道に在りては決して杞憂を抱くに及ばず。」鵜南にとってむしろ問題は逆であった。「尾大不掉」を恐れるどころではない。「特に政府勢力の強大を要する帝政」にあっては、他ならぬ自治制の実現を通して「其基礎地を鞏固にする」ことこそ重要だと彼は主張する。つまり「其頭愈々重ければ、従つて其の足の強きを要すること愈々多」でなければならない。

「其頭」が「政府勢力」ならば、「其の足」が「国民勢力」を意味することは容易に推察されるであろう。事実彼はここで、「帝政の基礎」を強固にするためには「基礎地の鬆散質を変化して、之に『セメント』的の凝結質を与ふること」が必要だとも説明するが、その「凝結質」云々とは、紛れもなく地方自治を通しての「公義心」と「調和勢」の強化を意味するものであった。<sup>(38)</sup>「官治專制の下に住慣れたる人民は總体に於て公義心甚だ乏しきが故に、一国の利害に痛痒を

感ぜざるの傾あり、又其人民は調和勢甚だ乏しきが故に、只法律上に統一の名あるも「社交上に一致の実あらず」と彼が書き添えたところからも、その点は理解されるであろう。のみならず彼はそのあと、「英國は其主権を床の下に固く埋込み、仏國は其主権を屋根の上にザット置く」とする「歐人の言」を紹介しつつ、「此言は主権の所在を論定したるに非ず、全く国民勢力の集合所を指示したるものなり」とこれに註釈を試みていた。「社交上の一致」とはとりもなおさず「社会」の自律を意味し、それが「国民勢力」の一つの含意であつたこともそこにはあらためて確認されるものといえよう。

ただ、先の「セザリズム」への言及といい、また「鬆散質」云々の問題といい、この社説において共同体を裏側から眺めたというか、もはや歴史的な町村の維持防衛そのものではなく、むしろその解体への対応とも見るべき問題が、直接の論題として登場することは少なからず注目をひく。<sup>(39)</sup>ここに至つて何故そのような論点の変化が浮び上るのか、その背景をめぐる詮索は後に廻すとして、何よりもここで興味深いのは上来くり返し意識してきた問題、すなわち町村自治と個人との関係如何の点について、一段と具体的な見解が窺われることである。念のため整理しておくなら、歴史的な町村自治の存続を重視し、そこでの教育的機能を通じて育成される「公義心」、「調和勢」の上に「国民勢力」の発達を期待した彼が、然らば個人なるものに如何なる位置づけを与えたのか、その点を問い合わせ続けることが上来の課題であった。そしてこの問題について、一つの手がかりを与えてくれるのが、右に続く段落の中で特に彼が「国家と各人との関係」を論じた一節である。すなわち彼はそこで、「國家」と「各人」とを切り離していざれか一方のみを重視する考え方には反対しつつ、次の通り記していた。「各人は國家の分子なり、其分子の微弱にして其凝塊の鞏固なるものはあらず、故に道理に通じたる政治家は、國家の統一を謀ると同時に、各人の発達を便にすることを怠らざるが如し。」

「分子」という表現に有機体論的な響きは明らかであるが、引用の限りでは特に見るべきほどの見解でもないといふ

べきかもしない。しかしそこにいう「各人の発達」が如何なる意味で語られていたのか、続く次の文章には特に留意が必要といわなければならない。

地方自治なるものは其れ各人の発達を便にするものにあらずや。自治制は實に各人をして公務に習ひ、國益を知らしむる最良の方便なり。實に各人をして其能力を伸長せしむる最良の教育法なり。各人の能力愈よ発達して国家の勢力愈よ伸長するは固より明なり。

見られる通り彼のいう「各人の発達」とは、必ずしもその語感からして今日推測される如き、いわゆる自由な個人、人格的多様性の成長を何ら意味するものではなく、要は地方自治の教育的機能を通じて促されるところの、いわば「公民」<sup>(41)</sup>に向けての成長以上のものではない。「凝結質」云々と彼がのべる時、そこに期待されたものがまさしくこれであったことは、あらためて説くまでもあるまい。たしかに、ことを地方自治論の枠内に限つてみると、そこにおける教育的機能について鵜南の説く右の如き議論は、これまた敢えて特異のものと考える必要はないかもしない。トクヴィルとJ・S・ミルがその古典的な先例だとするなら、先の辻清明氏も「国政の基盤性」としてこれに言及させていた。他ならぬ明治政府もまた、地方自治を通じて「老成着実の人物」が育成されることに多大の期待を寄せたことはよく知られている。とはいへ、特にこれを鵜南の政治思想との関連において眺めた場合、果してそこに問題がないといえるか否か。くり返しうれた通り、彼が理想とした町村自治とは旧町村の存続を条件とし、それとの連續性の上に考えられたものであった。そのような町村自治の場で育成される「公民」とは、歴史的社會の伝統的規範に堅く縛りつけられた「各人」以外のものであり得ないのではないか。仮に鵜南自身には先にもふれた通り、伝統的な社會をある程度まで機能主義的に見る視点があつたにもせよ、それは鵜南の認識、いわば主觀的世界の問題であり、一方、住民一般に対する旧社會的規範の影響力は、もとよりそれとは別のものとして考えられなければならないであろう。<sup>(42)</sup>

鶴南がこの種の問題をどう見ていたのか、その点はさらに残された一篇の社説とともに考え続けることとするが、たゞ、この社説を結ぶに当つて彼がのべた一段には、若干の示唆が含まれているとも見ることができ。すなわち彼はそこであらためて封建制と自治制との区別にふれて、前者は「恐怖と輕蔑」により、後者は「親愛と感情」によつて支えられると論じつつ、さらに彼はそこで、自治制の下にある人民は「公務」への習熟を経て遂には「朝權の甚だ尊厳且つ重大」なることを承認し、「親愛と尊敬を以て王室を欽仰し、政府に服従する」に至るであろうとも語つてい。少なくともこれが、「各人の発達」によつて到達さるべき一つの成果だと彼が考えたことに疑問の余地はあるまい。また統けて彼は次のようにものべる。「封建制は君民の間に墙壁を築き、自治制は官民の間に階梯を設く。封建の弊を以て自治制の結果を推測するは、吾輩の賛成し得ざる所なり。」「君民の間」の「墙壁」をとり除くものとして、彼が右にいう「親愛と尊敬」の情を考えたであらうことはほぼ推察される。しかし「官民の間」にあるべき「階梯」とは果して何か。<sup>(43)</sup>これまた推測論でしかないが、あるいは国と地方団体との「階統制」を肯定する見解につながるかとも考えられるであろう。「国民勢力」と「政府勢力」との関係をめぐる彼の説明を想起するならば、彼において「国民勢力」が「政府勢力」を支援し鼓舞するものでこそあれ、これに敵対し折あらばこれにとつて代ろうとする性質のものでなかつたことは明白である。そして、帰するところそのような考え方が、上來指摘したところの、政府あるいは権力なるものに対する彼の独自の姿勢に由来することも、おそらくはもはや理解されるところと考えられる。

### 〈三〉

明治二十一年秋に枢密院あるいは元老院筋から提起された自治制反対意見に対し、鶴南が試みた反論のうち最後になお一つ見ておきたいのが、同年十一月十一日の社説「器械的国家及び機関的国家」である。この用語ないしその「理

論」そのものは先に登場し、專制對自由の問題に關連するその意味についても若干そこでふれたが、秋に至つてこれが再論された時、その目的は専ら自治制反対意見への反論に向けて絞られ、しかもそこで論点の重要な部分を占めたのが、右に引続き孤立分散的な個人ないし大衆への対応の問題であつたことが知られる。

先ず彼は「機関的國家」を明確に「有機体なり」と断じた上で、次の通り論じ始めていた。「蓋し機関的國家主義は地方團體を國家なる大有機體の支部と認め、國家と地方とを團體と團體との關係となせども、器械的國家主義は行政官衙の外眼中一の地方團體を認めず、人民は各個涣散せる人衆を以て直接に國家に屬するものとなせり。」前節〈一〉での説明と比較するならば、末尾部分の変化は注目をひく。先の説明が論じたのは機関的國家における國家機関相互の有機的關係と、それに基づく專制抑止の問題であった。それに対して、ここでの重點はむしろ末尾の部分、つまり「各個涣散せる人衆」と國家との關係に向けられている。その点の変化が、右の〈二〉で見た社説において「鬆散質」云々の文脈で登場した問題に關連することはもとより断るまでもないが、しかしそこではなお論議が一種抽象論の域に止まつていたのに対して、ここに至つてはそれがより現実的な政治あるいは歴史との関連において展開される。事実そのような彼の関心のあり方は、次の二節からも明らかといえよう。

仏國は千七百年代の末葉に當り、夙に英國風の立憲制度に模倣せんと企てたれども、元來英国立憲制度の基礎は機関的の組織、即ち地方自治に在ることに注意せざりしかば、人民の政熱は忽ち中央に逆上し、遂に非常なる革命変乱の一原因となれり。之に反して独逸の如きは機関的主義能く行はれ居るが故に、豪悍比斯馬耳克（ビスマルク）の如き政事家出でて大權を掌握すると雖も、其威柄の及ぶ所は独り外交財政兵馬等の上に止り、地方團體は依然として其自由を損失することなし。

これはこれで、枢密院筋からする自治制反対意見への一つの反論であることに疑問の余地はないが、ただ、このよう

に機関主義の効用を説く一方で、興味深いのは彼がこの引用箇所のあとに挿入した次の如き「証明」の一節である。すなわち彼はのべて、フランス、スペインなど「器械的の傾きある国」といえども、今日「文明の大気中に在るが故に」、つまり「人権」を知り「正義」を知り「仁道」を知るが故に、「尚ほ非常なる專制に陥ることなし」と特に断つていた。そこにはシュルツェの「理論」に対して鵜南が抱いた一種の異和感が、おのずから語られているとも見ることができよう。シュルツェ自身、その機関主義対器械主義の「理論」、あるいは「日耳曼人種の国」（英独等）対「羅典人種の国」（仏西等）の対置法を開拓するに当つて、その基礎としたのはいうまでもなくかの「グナイスト神話」<sup>(44)</sup>に他ならず、さらに遡ればそれは、例のゲルマン・イデオロギーを抜きにしては考えられない性格のものであつた。しかしそこに含まれた激しい対仏感情となると、必ずしも鵜南にとって不可欠の要素とは考えられなかつたのではないか。少なくとも鵜南にとって機関主義論の焦点がそこになかつたことだけはたしかだといえよう。あるいは読者一般への配慮が、この「証明」を促したのでもあろうか。尤もそのゆえに彼が持説を枉げたのではもとよりなかつた。器械的と機関的と、両種の国々を比較するならば、「其利害の懸絶すること甚しきを知るべし」と、そのあとあらためて彼は強調する。

また右の引用の中でなお一つ注目を要するのは他ならぬ「各個涣散せる人衆」という表現であるが、実はこれはシュルツェというよりもブルンチュリに依拠したもののように推測される。たしかに国家と個人との直接的な対立関係を否定的に見る視点そのものは、本来有機体論の中に含まれていた。フランス的自由対ドイツ的自由の対比論がそれであり、シュルツェの中にも明快にその点を論じた箇所が見出される<sup>(45)</sup>。鵜南がこれを承知していたことも疑いを容れない。しかしそこで説かれるのは自由＝権利の法律的構成における両国の差の問題であり、「各個涣散せる人衆」の如きいわば政治的な問題が直接の論点をなしたわけではなかつた。一方、訳語として「涣散」の文字がそのまま登場するのは、ブルンチュリの『国法汎論』である。詳細は註に譲ることとするが<sup>(46)</sup>、この例によつてもまた、鵜南における機関主義な

るものを受けとめ方にはかなりの程度まで「主体的」な、つまりは彼なりに自由な理解という側面は明らかといわなければならぬ。彼なりのバイアスとは何か、容易に一言をもつて尽し難いとはいえ、強いていえば、可能な限り彼の「国民勢力」論に引きつけて解釈されたそれとでもなすことができるであろうか。

彼がこのあと、一転してわが国政治体制の歴史に引照しながら展開してみせた反論も、彼なりの理解における機関主義への傾倒を物語る一例であった。すなわち彼はのべて、「上古氏の制度及び封建体制」は「稍々機関的の性質を帶び」たるもの、一方「中古唐風の郡県制度及び維新以来の政体」は「全く器械的の性質に属」するものと整理した上で、結論的に次の通り主張する。「一度ならず二度までも地方的団体を生じて機関的の制度に帰りしを見れば、我国固有の性質は器械的に在らずして機関的に在ることを知るべし。<sup>(47)</sup>」歴史発展の段階論的な捉え方が彼にないとされる点は今敢えて問わないとして、しかし先に彼が封建と自治との区別を懸命に論じたことを想起するなら、ここでの「機関的」の語の用法がいかにも自在だと評さざるを得ず、また事実認識としても、早発的な行政国家とする見方が少くないわが国政治体制の歴史について、かかる結論はほとんど我田引水に近いともいうべきであろう。しかしそらくはこれも彼なりの歴史認識であった。また敢えて弁護するとすれば、考えられるのは自治制反対意見への反論というこの社説の目的である。つまり反対意見の中には、自治制が「国体と相容れず」とする議論が含まれていた。「我国固有の性質」という表現についても事情は同じ、つまり彼としては「機関的な国体」をこれに対置しようとしたのではなかつたか。

また次いで彼は、さらに当面するわが国の政治の問題にも直接ふれて反論を展開する。すなわち、もし自治制を忌避して「機関的の関係」を欠き、国家と各人とが「直接の関係」に置かれることになれば、各人の注目はひたすら中央に向けて注がれ、「国民の政熱は挙て中央政府に集る」こととなり、ひいてはフランスの如く、またロシアの如く、「中央の変革」もしくは「革命の変乱」を望む動きともなるであろう、と彼はのべる。<sup>(50)</sup>かの自由民権運動に対する彼の批判的

な感情がそこに重なり合つてゐることも、おそらくは容易に察知されるところであろう。現に彼の目はまた国会の開設にも向けられていた。帝国議会の開設ともなれば、藩閥政府に代つて政党内閣が出現することは「勢の免れざる所」であり、従つてそこにおいてなお「地方自治の制度確定せざる」、また「器械的の組織改まらざる」状況が続くならば、内閣の交替ごとに地方官の異動が伴うことは必至であり、「之が為め地方行政なるものは常に震動して非常の弊害を生すべし。豈に危険ならずや」と彼は切論する。ちなみに羯南が特にその政論活動の初期にあって、現実の政党なるものに批判的な目を向け続けたことは周知のところであり、そのことはここでも確認される通りであるが、まさしくそのゆえにこそ、「議院の制度」と「機関主義に基ける地方自治の制度」とは、「必ず相伴ふて発達せざるべからざる」ものと彼は力説してやまなかつた。<sup>(51)</sup>

さて、ほぼ以上のように現実の政治また歴史に言及しつつ地方自治の効用が説かれるのを見れば、結局のところ彼が地方自治に期待したものは何であつたか、その点ももはやほぼ推察されるものと思われるが、実は彼自身、この社説の末尾において、見事にその結論を示していた。それは次の二節である。

夫れ機関的の組織は国家の有機体たる知覚愈々發揮するに従て益々発達せざる可らず。蓋し国民の知識進歩して、自家の地位は決して君主の隸僕にあらず、又聚散常なき所の禽獸的の群衆にもあらず、即ち機関的に結合したる「國民」なることを知覚するに至れば、彼等は必ず彼等の周囲を回顧して、各自と各自の機関たる国家との関係を求めざるを得ず。

蛇足を加えることもあるまい。興味の焦点は、羯南みずからが鍵カッコを付した「國民」の語、より正確には「機関的に結合したる『國民』」という表現である。先に彼が地方自治を通して期待した「各人の発達」とは、まさしくここにいう「國民」に向けての成長に他ならなかつたことが今や理解されるであろう。そして飛躍を恐れずにいえば、これこ

そはおそらく彼が「国民論派」あるいは「国民主義」の名において求め続けた「国民」であつたものと筆者には推測される。

しかもその「國民」たるや、「決して君主の隸僕にあらず」、同時にまた「聚散常なき所の禽獸的の群衆にもあらず」とする自覚の持ち主だとも記されていた。そのような「國民」にとつての要件もまた、上來追跡したいくつかの社説の中で、すでにくり返し強調されていたことが想起されるであろう。たしかに彼が現実の日本の政治を論題とする時、そこに示された認識はある意味で平凡であり、むしろその主張の実質的な内容が、例えば山県のそれともかなりの程度まで重なり合うことは到底否定できないところであった。山県もまた政党の存在に否定的な姿勢を崩さず、従つて地方自治の体制を通じて中央と地方の政治を分断することが、彼の最大の関心事に属したことは広く知られている。しかし、一般人民を単なる被治者以上に評価することのなかつた山県に比して<sup>(53)</sup>、羯南の掲げる「國民」のイメージが、少なくともより積極的な人民觀を反映することに疑問の余地はあるまい。

そして、羯南における自由の觀念如何という上來の課題もまた、まさしくこの「國民」觀念との関連の中に解答が見出されるものと考えられる。もとより彼の自由觀を、かの契約説的な、あるいはいわゆる負荷なき個人の自由などと同一視することはできないであろう。彼自身これには意識的に抵抗していた。しかし「君主の隸僕」でない國民を、それなりに自由な國民と理解することは必ずしも許されないことではない。同時に彼においてその「國民」とは、「聚散常なき所の禽獸的の群衆」ではなく、「機関的に結合」した存在であり、つまり町村を基礎とした地方自治の場で育成される「公義心」と「社会の調和勢」を身につけた人民でなければならなかつた。とすれば、先に町村自治こそは「政治上自由の基礎」「國元氣の本源」だと力説した彼において、自由とは結局のところ「機関的な自由」に他ならなかつたと結論することができるのであろうか。单なるゴロ合わせではない。もとよりそれは「有機的な自由」、さ<sup>(54)</sup>

らに「sittlichな自由」とも同義であり、またそのような含意の上でならこれを「公民」としての自由と称することも許されないではない。なお、ちなみに古典古代につながる伝統的な政治理論の世界において、「市民」とは他ならぬsittlichな自由のうちに生きる人間の謂であった。堀南の説く「国民」とは、おのずからこの意味での「市民」たるべき要請をも含んだ観念であつたことが忘れられてはなるまい。<sup>(55)</sup>

尤も、問題は残されている。先にも多少あれたが、右のように彼が「各人の発達」を地方自治と不可分のものとしたながら、しかも一方、その町村自治の歴史的連續性を主張してやまなかつたとすれば、そこに成長する「国民」がその種の町村に支配的な価値意識、いわば伝統的な社会規範による拘束を免れることは遂に困難なのではないか。この点の疑問に彼自身は、少なくともその地方自治論の中で、明快な解答を準備してくれているわけではない。従つてここにはなお問題点の指摘に止める他ないが、単に推測論としてだけ若干のべておくとすれば、たしかに彼のものとして右に結論したような自由の觀念が、歴史上のある過渡期を反映することは否定できないにもせよ、sittlichな人間関係そのものが時代とともに変化することともなれば、おのずからそこにある新たな「公共」の場が生れる可能性もあり得るかもしれない。もとよりその種の連續性への期待が保守主義的な選択を意味することはいうまでもないとして、果して堀南の考え方方がそれに近いものであったのか否か、それとも「前近代」と「近代」の問題は全く彼の思考枠の中になかつたとすべきか、なお今後の検討に待つこととななければならない。

最後になお一つ、地方自治論に話を戻してふれておくべき論点がある。本稿の以上の整理によつてみれば、結局のところ彼にとって重要な地方自治とは、何よりも町村自治、いわゆる最下級の段階における自治の問題に他ならなかつたと考えることができよう。たしかに三層構造の地方自治は彼の変らぬ主張であった。しかし分権よりは自治に専ら関心を寄せ、地方自治の機能を「国民勢力」の発達という一点に絞つて論じた彼において、上級の自治体への直接的な言及

は少なく、所詮それは抽象論の域を出るものではなかつたというべきではないであろうか。枢密院筋からする反対意見に對して彼の試みた反論の中には、たしかに機関的国家の「理論」が用いられ、そこに重層構造による権力抑制機能の問題も論理的には含まれていたと見るべき余地もないではないが、少なくとも上級自治体固有の役割が積極的に主張されたとなすことはできない。となると結局のところ彼の地方自治論とは、分権の軽視のみならず、さらにいえば制度的、権力的契機一般に對する認識の軽さを特徴とするものであつたといわざるを得ないのではないか。現にグナイストがドイツ地方制度の中核として町村（ゲマインデ）ではなく郡（クライス）の水準に重きを置いたこと、そして山県その他内務省の関係者も一貫して府県と郡の役割を重視したことはよく知られている。それらと比較するならば、鵜南の対照的な見解は余りにも明白である。それこそは鵜南が「体制側」でなかつた証拠だとなすべきであろうか。しかし筆者にとってむしろ注目を要すると思われるのは、「利己心」あるいは「利害の対立」、つまりは「利益」の契機に對する彼の徹底した輕視または樂觀の問題である。そのような考え方が、基本的には旧社会の「統治」に関する一種の理想主義を反映することは明らかであり、政府あるいは権力なるものに對する彼の独特的の姿勢として上来くり返しみれた点も、もとよりこの政治觀につながる特徴であつたといえよう。そして、もしそうだとするならば、彼が終始期待を寄せ続けた地方自治の教育的機能なるものも、果して彼の希望する方向に効果を挙げ得るものが否か、分権を必ずしも重視しない彼の地方自治論が、彼のあれほど忌避したフランスの場合と類似の政治的結果を導く危険性もあるいはありはしないか、筆者としてはその種の懸念をも容易には拭い去ることができない。<sup>(56)</sup>

(24) 例えは植木枝盛にも、市町村制の制定直後にこれを批評した論説があるが、そこでは制定法における人民の権利規定如何が専ら着目され、鵜南の関心の向け方とは明らかに異つていた。彼の「市制町村制」と題した論説は、『植木枝盛集』第五卷（一九九〇年、

岩波書店)に収められている。その他、例えば自由民権期における諸々の地方自治構想との比較のために、海野福寿・渡辺隆喜「明治国家と地方自治」(『大系日本国家史、4、近代I』一九七三年、東京大学出版会、所収)を参照されたい。

(25)

松田宏一郎「『近時政論考』考」(『東京都立大学法学会雑誌』第三三卷一号、一九九二年七月、所収)一五一頁参照。

(26)

J. C. Bluntschli: Politik als Wissenschaft. 1876 (Lehre vom modernen Stat. Dritter Theil) p. 173. ff. その邦訳として、中根重

一訳『政治学』第一巻、明治十五年、四七頁以下および七一頁以下。なお、右の松田論文では、鶴南がその仮訳本をも利用したであろうと指摘されている。

余談ながら、右の邦訳七三頁で「輿論」が論じられる中に、「精神ノ輿論ニ依テ起ル」云々の表現が見える。鶴南の例の「幽鬱民権論」(『近時政論考』、『全集』第一巻四四頁)という命名のヒントは、あるいはここにあつたのかもしれないという気がする。

(27)

Volksnacht の語はそもそもに訳されていた。加藤弘之はこれを「國家ノ全力」と訳し(『國法汎論』、『明治文化全集』補巻二所収、五一頁)、右の中根訳では「民權」(対する Regierungsmacht は「官權」)である。『東京輿論新誌』(啓明社)明治十七年一月二十日号所載の荒井泰治訳では「國民ノ權力」となっている。

ちなみに Macht についてのブルンチュリの定義は「威權トハ他ヲ服従セシメ、或ハ之ヲ羈縛スル力ヲ總括シタル者ノ謂ナリ」

(中根訳、第一巻四八頁)であるが、鶴南がこれを「勢力」と訳した時、すでに彼独自の選択が働いていたというべきであろう。

(28)

この種の考え方の流れとして、簡潔には 笹倉前掲書、一六六頁(註31)を参照されたい。

(29)

グナイスト「西哲夢物語」(『明治文化全集』第一巻憲政篇、一九五五年)特に四六八—九頁参照。尤もグナイストの論議には、地方自治と並んで宗教の役割が大きな比重を占めると思われるが、鶴南にはそれがなく、その分、地方自治(またそこにおける「德義」)への期待が重要であったものと推察される。

なお、鶴南がグナイストに直接言及した例として、『全集』第一巻、四〇五頁に次の通りある。「独逸の碩学謂はずや、地方自治は國民が政治上の学校なりと。」(『府県制郡制の反対説及び自治制の施行』、明治二十一年十一月二十五日)。ちなみにその文脈でも明らかであるが、グナイストあるいはドイツ国法学者が地方自治を「政治上の学校」と説く時、そこでは「(地方)行政への習熟」が含意されていた。トクヴィルもその点同じであったか否か、前掲註(12)の問題に関連する一つの論点といえよう。

(30)

アリストクラシーの伝統的性格については、G・ポッジ著、田中治男他訳『現代社会理論の源流』(一九八六年、岩波書店)三五頁、笛倉前掲書、一三二頁などを見られたい。またここで縦と横の問題としてのべるところは、かの「ヘルシャフト」と「ゲノッセンシャフト」の概念を下敷きにしてのことであるが、その点、例えばO・ブルンナー前掲訳書、九七頁を参照されたい。

(31)

「封建的家族主義」の世界においても「同族結合」と「講組結合」の地域型を区別する考え方として、福武直著『日本農村の社会的性質』(『福武直著作集』第四巻所収、一九七六年、東京大学出版会)がある。また明治二十年前後における「家庭」の語の登場に

ついて、石田雄「[家]および家庭の政治的機能」（福島正夫編『家族—政策と法』第一巻所収、一九七五年、東京大学出版会）三一九頁以下を参照。

なお、ヘーゲルの家族観については 笹倉前掲書、二一九頁以下、トクヴィルのそれについては 松本礼二著『トクヴィル研究』（一九九一年、東京大学出版会）一三四頁以下、また G・ポッジ前掲訳書、三七頁以下などをも参照比較されたい。

- (32) 碁南の家族論としては、例えば「家族的生活及び政治的生活」、「倫理を軽んずる塵の如し」（ともに『全集』第一巻）などもある。  
(33) 「機能主義化」の問題をトクヴィルについて論じたものとして、田中治男著『フランス自由主義の生成と展開』（一九七〇年、東京大学出版会）一六五頁を参照。

(34) 「正しく理解された利益」の観念については、差当り田中治男同上書、一七三頁以下を参照されたい。

(35) 碁南の地方自治論を主として名望家自治の観点から評価しようとする見解がある。例えば石川一三夫「陸璣南の名望家自治論」（日本法制史学会編『法制史研究』（40）所収、一九九一年、創文社）もその一つであるが、たしかに 瑁南における「地方実業家」、「地方有力者」への着目は明らかである。「市町村制に関する地方人士の注意」あるいは「市都と町村の関係」（ともに『全集』第一巻）など、もとよりその側面を無視することは許されないとはいえ、一方で彼の「国民」主義との関連をも考慮に入れなければならないであろう。結局は彼の「国民」観念の曖昧さという、かつて丸山真男氏も指摘された「難題」に逢着することになるのであろうか。 瑁南解釈の大きな岐れ目に位置する問題だとはいえよう。

(36) この点については、差当り辻清明前掲書、六九頁、前掲『自治五十年史』三一一三頁など、また拙稿「明治地方制度とフランス」（日本政治学会編『年報政治学』一九八四年、所収）もこの点に若干ふれている。

- (37) シュルツェにも“Caesarismus”的語は見出される（原本、第二巻三頁）が、邦訳書ではそれが「専裁國の主義」と訳されており、 瑁南はむしろブルンチュリの仏語訳からのこの語を学んだかとも考えられる。」の語の一般的な意味については、例えば『政治学事典』（一九五四年、平凡社）の中に「シーザー主義」の項目がある。
- (38) 前出第一節の引用の中では、「前日の隣保団結」を称して「旧来自然の凝固体」とする表現も使われていた。なお、余談になるが、「セメント」の語は、たまたまブルンチュリの『政治学』（前掲訳書、第一巻三八頁）にも見出される。原文では“Kitt”（p.19）であるが、これを訳者は「セメント、即チ土瓦ヲ結合スル油石灰」と訳していた。
- (39) O・ブルンナー前掲訳書には次の通りある。「自由主義者には進歩と見えるものがすべて、保守主義的思考においては没落として、たとえば社会のアトム的個人への分解として、把握されるのである。」（六九頁）
- (40) 先に「町村自治」における個人の位置が論点として意識されたのであったが、ここでは一挙に「國家」との関係における個人が問題とされる。歴史的、伝統的な旧町村なるものも、いわゆる中世的な自律的権力たる性格をほとんど喪失し、すでにして国家の支配

下に属していたことは疑いを容れない。結局のところ羯南の着目した旧町村の特徴とは、その「徳義的」性格以上のものではなかつたというべきであろう。この点について、O・ブルンナー前掲訳書、七八一九頁を参照。

(41) 先に本節〈〉の中で第一の引用として紹介した文章の冒頭に「政治思想の養成即ち公義心の養成は：」とする表現のあつたことが想起される。その意味においてならば、ここでの成長を「政治的」成長とよぶことも不可能ではないが、今日通常の用法に比して彼の「政治」の理解が著しく限られていることは否めないであろう。彼のいう「政治的」とは、「私的」に対する「公的」の意味とほとんど同義であったのではないか。となると、先に彼が町村自治を「政治上自由の基礎」と強調した場合にも、その意味は「公的自由」以上のものではなかつたことになる。ちなみにしかし、かの井上毅には、町村自治における「私的自由」が「公的自由」に成長するとする観点はなかつた。

なお、「公民」とは「政治的共同体の成員」といったほどの意味であるが、O・ブルンナー前掲訳書、七六一七頁の記述も参考になるかもしない。

(42) この問題をめぐる従来の通念的な理解は、おそらく辻清明前掲書（一四頁）にも紹介されている次の如き認識であろう。福武直著『日本村落の社会構造』（一九五九年）より。

「日本農村の部落は、なお自然発生的な共同体的性格を主張することができず、自主独立の人間の主体的な集団形成を許さなかつた。部落の社会編制は成員の主体性にもとづく統制ではなく、その統制を律する社会規範の規制も、成員の自主的な対応にもとづくものではなかつた。そこに見られる部落意識あるいは部落への帰属感は、自我の確立を前提とするそれではなく、自我を埋没した、あるいは自我を抑圧された状態における意識であり帰属感であつた。この故に、部落に形成される機能的目的集団も、おのずから、部落民なるが故に、必然的に成員になるという強制加入的色彩をもつて部落内に累積し、この集団の累積とそれを背景とする社会的重層性とが、さらに部落の社会的統一と強制を強固にした。」

(43) 「階級制」の語については、辻清明前掲書、一一一頁参照。

(44) 「グナイスト神話」(Gneist-legende)については、例えば赤木須留喜「ドイツ法治国家の論理と構造」(同著『行政責任の研究』所収、一九七八年、岩波書店)四〇七頁、上山安敏著『憲法社会史』（一九七七年、有斐閣）五八頁以下を参照。事実シユルツェもグナイストの業績を“epochemachende Werken”とよんで、彼への讃辞を明記していた。前掲書、原本第二卷一頁の註(1)。

(45) 前掲註(14)をも参照されたい。

(46) ブルンチュリ著、加藤弘之訳『国法汎論』卷の二、二〇一—二二頁に次の如き一節がある。

「蓋シ今日下等庶民カ自由ヲ得権利ヲ握ルハ實ニ今日ノ開明隆盛ヲ表スルノ尤ナル者ト云フ可シ

但シ下等庶民ノ景状斯ク大變化セシハ素ト各人ニ自由権ヲ許ルスヲ以テ天理ノ當然ト為スノ論旨漸ク旺盛ナル勢力ヲ得タルニ因

起スル所ナルカ故ニ是ニ至リテ從來ノ諸黨類諸社會ハ自ラ既ニ保續ス可ラサル勢トナリテ遂ニ渙散斷滅ニ歸スルニ至レリ○是ニ於テ各人皆孤立ノ勢トナリテ唯自己隨意ニ進退スル事トナレリ○從來鞏固ナル規律ヲ以テ相結托シタル諸黨類諸社會全ク渙散シテ唯偶然ニ集合スル所ノ民衆トナリシヨリ遂ニ一モ民間ノ協同ヲ固定スヘキ規律之レ無キニ至レリ○而シテ此ノ如キ形勢ヲ現シタルハ第四等門地中ニ最モ甚タシカリキ○蓋シ是等ノ形勢ヨリ漸ク浸淫シテ遂ニ近今ノ一大患害ヲ釀生スル事トハナレリ○鞏固ナル規律ニ由テ協同セサル民衆ハ動モスレハ快々不満心ヲ生シテ漫ニ欲望ヲ逞ウセント欲スルノ念アルヨリ輒ク激徒ニ煽動セラレテ共ニ擾亂ヲ起スニ至レリ

ちなみに二箇所にある「諸党類諸社会」とは、原本では前者が “die alten genossenschaftlichen Verbände”、後者が “Körperschaften” であり、また「下等庶民」とはいわゆる第四階級を、「近今の大患害」とは一八四八年の革命を指すものであった。つまりブルンチュリはここで「近代社会」、ヘーゲル流にいえば「経済社会」の分裂を論じてゐるのであり（この点、マンフレッド・リーデル著、河上倫逸他訳『市民社会の概念史』、一九九〇年、以文社、一〇〇頁参照）、一方、フランス革命を意識しながら専ら旧社会の解体に歯止めをかけようとした鶴南とは、認識対象のズレがあるかに見える。

従つて地方自治論にしても、法學的、政治学的理論として構成された（グナイストのいう「経済的自治」に対応する）ブルンチュリ、シュルツェラの論議と、専ら「徳義的」関係に希望をつなごうとした鶴南とでは、いわば一段階の時代差を考えなければならぬのではないか、と思われる。

(47) この引用のあとには、次のような文章もつけ加えられていた。「況んや當春發布せられたる市制町村制の如きは、其説明中に、旧来名主庄屋の習慣に基き云々との明白なる説明あるに於てをや。」

(48) 例えれば陸羯南の『近時政論考』（岩波文庫、昭和四七年）に付せられた植手通有氏の「解説」一八七頁参照。

(49) 尤も、「機関主義」の理論なるものも、さほど厳密な学術用語ではなかつた、と見るべき余地もないではない。例えればシュルツェの中に次のような一節がある（邦訳第四卷、二四六頁）。「ゼルマン主義ノローマ主義ニ於ケル、ドイツ自由ノフランス自由ニ於ケル、器械主義ノ機関主義ニ於ケル、皆始テ其反対ナル事ヲ明ニシタルハ『スタイン』氏ノ活眼ニシテ…。」もとよりこの「スタイン」氏とは、かのフライヘル・フォン・シュタインを指す。

(50) 前掲註(15)でふれた一種の読み違えの背景には、ここでの「直接の関係」に対する警戒と同じ考慮が作用していたかにも感じられる。

(51) この文脈で、O・ブルンナー（前掲訳書、七二頁）の次の二節は興味深い。「国内政治もしくは古い意味での『ポリツァイ』は、きわめて長いあいだ国内行政と同義であり、のちに諸政党が出現するにおよんで、ようやく「行政とは区別された」政党政治が現わることになつた。」

(52) 山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想」(『東京都立大学法学会雑誌』第三二一巻二号、一九九一年)で説かれる Nation と Volk の区別、Nation から Volk への成長(ブルンチュリ)の問題は、おそらく羯南のこの文脈にもある程度まで重なるものと考えられる。

(53) ちなみに辻清明前掲書、一七九頁には、次の通りのべられている。

けれども、山県の場合にあっては、住民が自治権を基盤にそのエネルギーを国家に志向する意味をもつておらず、むしろ、かれのいう町村の自治とは、その本質において封建時代の遺習である固有の秩序規範の再生を意味していたといつてよいでしょう。それは当時の地方官会議における政府側の説明が「旧慣ニ依ルニ町村ハ実ニ一ノ形体ヲ成シ……一町一村ノ人民ハ、利害相依ルコト一家一室ノ如キアル……自然ノ一部落トシ」(亀井川前掲書)とあるとおり、町村を家に擬似化し、その隣保共同の精神を、いうところの自治の精神と同視したのです。

(54) 「有機体的自由」の語については、笛倉前掲書、一六七頁のみならず、広く *Sittlichkeit* の歴史的意味についても、同書を参照されたい。

トクヴィルにもこれに近い考え方があつたことについて、田中治男前掲書、一七〇頁を参照。J・クーネン＝ウッター著、三保公訳『トクヴィル』(一〇〇〇年、文庫クセジュ)も、デュルケムの「有機的連帶」観念を援用しながら、トクヴィルを論じている。(同書、一二二、五八、一〇〇頁など。)

(55) ここでの「市民」の用語をめぐる問題については、例えば福田歛一「日本における政治学史研究」(『福田歛一著作集』第四巻所収、一九九八年、岩波書店)で論じられている。

(56) 上述の通り羯南は国家と個人との直接的な対立を忌避した。そしてそのためには地方自治、特に町村自治を重視したとはいえる、これをいわゆる「中間団体」あるいは「二次的権力」とみなしたとは到底いえないであろう。トクヴィルはアメリカの地方団体にそれに近いものを見出そうとしたとされる(前掲クーネン＝ウッター訳書、七七一八頁)が、羯南にその種の発想があつたと見ることは困難である。

## むすび

冒頭にも断つた通り、社説の内容を逐一追いながら議論を進めるという本稿の叙述方法は、単に冗長という以上に雑音混り、主題の大筋が判然としない結果に終つたようにも思われるが、念のため整理しておくとすれば、要は彼の地方

自治論における最も基本的な分析枠組が、「機関主義」の「理論」にあつたとするのが本稿の見通しである。もとよりそれは彼なりの理解というフィルターを通してのものであり、より直截的にいうなら、伝統的な町村に見出されたsittlichな人間関係を維持し、強化することによつて「国民」の形成を促すことこそ、彼の地方自治論の最大の关心事であつた。彼においてsittlichな人間関係がいかに重要な意味を持ち続けたか、時間的にやや間隔を置くが明治二十六年三月のある社説の中で、彼があからさまに「徳義」の語を用いて当時に至る地方自治の現実に峻烈な批判を俗びせた事実は、その点を裏書きして余りあるものと考えられる。「原政」と題して新聞『日本』に連載された社説の第八回、「分権自治と党派」がそれであり、やがて刊行された『原政及国際論』の中にも収録されることとなるが、もはやその全般の紹介は控えるとして、例えは彼はそこで次の通り論じていた。

分権自治の制を完行せんには、第一に徳義的関係を基礎とせざるべからず、人々相信するの公徳は此の制度の立つ所以、人類を動物的待遇する法治主義にては適々以て地方行政を乱すに足る。

上來考察の対象としてきた社説の中に、この種の端的な「徳義」への言及はなかつた。「公義心」とい、「社会の調和勢」とい、その基礎に「徳義的関係」が前提されていたことはあらためて説くまでもないが、なおそこではある種の楽観的な見通しが可能であつたかにも見える。しかし地方自治制の施行後数年を経て、彼は「徳義」の語を絶叫する。その主眼点が現実の地方自治を支配する利益政治の批判にあつたことは、もとより論を待たない。とはいえその論調の激しさを見る時、初期議会を通じての政治的対立のみならず、むしろ当時社会の末端で急速に進行しつつあつたとされる、いわゆる共同体的関係の弛緩、解体のプロセスが、彼の危機意識を刺戟したという側面をも無視できないかに推測される。またさらにいえば、本稿の第一節から第二節にかけての論点の変化なるものも、すでに何がしかその種の背景を反映したものであつたかもしれない。地方自治の問題が明治二十一年を通じて精力的に論じられたあと、一旦その筆

がとだえ、やがて二十六年に至つて右の如き苛借ない現実への批判が試みられたという成行きからする時、単に明治地方制度の立法問題がほぼ結着をみたという、いわば外在的な理由のみをもつてその中断を説明することには、必ずしも充分な説得性が伴わないのではないか。<sup>(57)</sup>

ともあれ、その地方自治論を通じて鶴南の政治思想に接近するという試みは、もはやこの辺で一先ず打ち切るのが適当であろう。以上の考察が彼の初期に限つてのものであることを最後に重ねて断つた上で、ここに筆を擱くこととしたい。

（一一〇〇年一月二〇日）

（57） 本稿でとりあげた社説以外にも、また時期的に明治二十二年以降にも、鶴南が地方自治の問題にふれた社説はもとより少なくない。しかしその多くは本稿で見た彼の基本的な主張の延長上に、時々の具体的問題に關説した程度のものに止まつてゐる。

（58） 『原政』での鶴南の批判は、右の引用に見られる「法治主義」と、なお一つ「経済主義」にも向けられていた。つまり「法律主義」と「経済主義」とが、鶴南の批判の二本柱であった。このことを、かのJ・G・A・ポーコックがみずから「発見」について要約した次の文章と比較することは興味深い。すなわち、「法と権利の問題である自由主義の歴史と並んで、近代初期を通して共和主義的ヒューマニズムの歴史が存在しており、そこでは人格が徳によつて考えられた」という「発見」が、その後の彼の研究を導いたとされる。（同著、田中秀夫訳『徳・商業、歴史』一九九三年、みすず書房、八五—六頁。）